

平成25年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第2号

平成25年3月5日(火曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	10番	鈴木良道君
2番	岡崎勉君	11番	小座野定信君
3番	山本文雄君	12番	矢口龍人君
4番	田谷文子君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君
9番	中根光男君		

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	藤崎宏明君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	吉藤稔君
市長公室長	川尻芳弘君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小貫成一君	教育部長	小松崎延明君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	貝塚成人君
保健福祉部長	鈴木弘君	農業委員会事務局長	塚本茂君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第2号

日程第1 一般質問

- (1) 中根光男 議員
- (2) 小松崎 誠 議員
- (3) 佐藤文雄 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 中 根 光 男 議員
- (2) 小松崎 誠 議員
- (3) 佐 藤 文 雄 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告 順	通 告 者	質 問 主 題
		(質問の区分)
(1)	中根光男	1. 子宮頸がんヒブ小児用肺炎球菌ワクチンの定期接種について
		2. 政府が緊急経済対策を盛り込んだ今年度補正予算に対する事業計画について
		3. 健康相談事業として携帯型の簡易聴覚チェッカーを用いた聴力検査について
		4. 地域の防災力向上について
		5. 胃がん予防にペプシノゲン検査導入について
(2)	小松崎 誠	1. 子ども・子育て支援関連3法について
		2. 給食アレルギー事故防止への取組み強化について
		3. 通学路の安全対策について
		4. かすみがうら市環境美化に関する条例について
		5. 当市における公文書管理の取組みについて
		6. 水道事業について
		7. 企業誘致への考え方について
		8. 障がい者優先調達推進法の施行について
(3)	佐藤文雄	1. 放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について
		2. 下土田の残土問題について
		3. 総合的な子育て支援策について
		4. 国民健康保険を命と健康を守る制度に
		5. 生活保護基準の引き下げについて
		6. 安心・安全な街づくり（防犯灯と生活道路）について
		7. 向原土地地区画整理組合事業について
		8. 水道事業について（主に水道料金問題について）

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす立場であります。

法令等を遵守した上で質問されることを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁を出されますようお願いいたします。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 一般質問

○議長（鈴木良道君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

9番 中根光男君。

[9番 中根光男君登壇]

○9番（中根光男君）

おはようございます。

平成25年第1回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの定期接種についてお伺いをいたします。

この3種類のワクチンが、ことし4月から新たに定期接種化されることになりました。

これまでは厚生労働省が基金をつくり、一部を助成してきましたが、自治体により実施に差がありました。

今回の定期接種は、従来の時限的措置から恒久的な制度となるほか、費用も国が9割ないし無料で接種できるようになります。

現在は3種ワクチンの接種は任意接種で実施されてきましたが、原則的に全額自己負担のために、なかなか進みませんでした。

厚生労働省によると、子宮頸がんは若い女性を中心にふえ、年間1万5000人が発症し、約3,500人が死亡しております。子宮頸がんはウイルス感染が主原因とわかっているため、ワクチン接種と検診によって、ほぼ予防ができるとされております。

また、細菌性髄膜炎は年間1,000人の子どもが発症をいたしております。その原因の75%がヒブと肺炎球菌で、発症時期はほとんどが生後3カ月から4歳の乳幼児で、発症すると25%に知的障害などの後遺症が残り、約5%は死亡に達します。

定期接種になることで、感染症対策が大きく前進すると期待をしております。

1、認識について、2、周知徹底について、3、今後の具体的な対応についてお伺いをいたします。

次に、政府が緊急経済対策を盛り込んだ今年度補正予算に対する事業計画についてお伺いをいたします。

今年度補正予算の柱である緊急経済対策に盛り込まれた公共事業は、道路や橋など社会インフラの老朽化対策や、建物の耐震化といった防災・減災対策の事業が中心となっております。こう

した事業によって防災・減災対策が進み、市民の安全・安心が確保できます。具体的な内容については、老朽化したインフラの総点検の実施、傷みが少ないうちに修繕、更新をして施設の長寿命化を目指す事業、さらに公共施設や住宅の耐震化、密集の市街地の防災性向上、防災公園の整備などです。

大規模地震など自然災害の脅威は深刻であります。インフラの老朽化対策は急務であります。

地方自治体の防災・減災対策を強力に進めるためにも、防災・安全交付金の役割は重要になってまいります。

その観点から、1、橋梁の劣化総点検の実施と長寿命化計画の実施計画について、2、学校施設における非構造物の耐震化について、3、上下水道の耐震化について、4、安全な通学路の整備について、5、その他インフラ全般の計画案についてお伺いをいたします。

次に、健康相談事業として、携帯型の簡易聴覚チェッカーを用いた聴力検査についてお伺いをいたします。

簡易聴覚チェッカーは1,000ヘルツの高音と、1時や7時など聞き間違いやすい言葉や、記憶をチェックする簡単な質問を収録、本体のスピーカー部分を耳元に近づけ、収録された音や単語、質問を再生することで、聞こえの状態を容易に確認できるものです。

私の案といたしましては、市の保健センターの成人健康相談で実施して、難聴や認知症の疑いがあれば、医療機関での精密検査や治療がアドバイスできます。

認知症の要因の一つに聴力の低下が挙げられております。健康事業など簡易機器を導入し、聴力検査を実施することが、市民サービスの向上につながると確信をいたしております。

1、検査の認識について、2、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、地域の防災力向上についてをお伺いいたします。

地域の防災力を高めようと、埼玉県春日部市ではこのほど、春日部市防災士養成研修講座を開催いたしました。市内の自主防災組織から推薦された52名、市職員6名が受講いたしました。受講料は全て市が負担をし、助成をいたしております。

市の担当者に問い合わせたところ、東日本大震災を受け、防災士の早期充実が必要として養成講座を実施したと、そのように話しておりました。自主防災組織に1名の防災士を目指し、定期的に養成講座を実施する予定であると、そのように話をしておりました。

危機管理の観点から、1、防災士養成講座の開催について、2、今後の取り決めについてをお伺いいたします。

次に、胃がん予防にペプシノゲン検査導入についてをお伺いをいたします。

胃がん予防の一助に血液検査、ペプシノゲンの検査、この検査は消化酵素のもとになる物質、ペプシノゲンを血液中から採取し、胃の萎縮や老化の程度を調べる、胃がんになる危険性の高い人などを見つける簡単な検査であります。

大阪府の茨木市においては2010年からスタートいたしまして、これまでに3,584人が受診をいたし、739名が精密検査の必要があると、このように指摘されました。費用は1人、自己負担が200円、残りを市が負担する、そして市の指定病院で検査が実施されているということでありす。

胃がん撲滅に向けた取り組みが必要であり、検査の導入は重要であると考えております。

1、ペプシノゲン検査の認識について、2、今後の取り組みについてをお伺いいたします。
以上で、第1回の質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

保健福祉部長 鈴木 弘君。

[保健福祉部長 鈴木 弘君登壇]

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

それでは、中根議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの定期接種についてでございます。

平成24年5月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会により出された通知「予防接種制度の見直しについて」によりますと、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、おたふく風邪、成人用肺炎球菌、B型肝炎の7ワクチンについては広く接種を促進していくことが望ましいとされております。

このうち特に、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌については特定財源が確保されたこともあり、本市としても接種を進めてまいりました。

子宮頸がんは20歳代から30歳代に増加しており、多くの場合は感染しても自然に排除されますが、一部、がんを発症することがあります。また、ヒブは髄膜炎などの感染症を起こす病原細菌であり、子どもがかかる細菌性髄膜炎のうち、約6割を占めております。

なお、小児用肺炎球菌は2歳未満の子どもで特に発生頻度が高い状況です。

これらの病気に対し3ワクチンは有効であり、予防する上でも接種年齢時に適切に接種していただきたいと考えており、個別通知や乳児健診時、健康相談時、さらには広報紙や各戸配布の予防接種案内などで周知を図ってまいります。

現在、国において任意の予防接種から法定の予防接種に位置づける関係法の改正の動きがあります。その動向を注視しながら適切に対応してまいります。

続きまして3点目、健康相談事業として携帯型の簡易聴覚チェッカーを用いた聴力検査についてのご質問にお答えします。

簡易聴覚チェッカーにつきましては、本当に声が聞こえているのか聞こえの確認、声がどのように聞こえているのか聞こえ方の確認、どの程度覚えられるのか短時間の記憶の確認などチェックできるもので、認知症の簡易テストもあわせて行えるものとなっています。

聴力に対する現在の市の対応は、住民健診や健康相談、健康教室などで保健師が個別に相談に応じ、難聴の兆しがあったときには専門の医療機関受診を勧めております。

この簡易聴覚チェッカーは静かな環境で使用しなければならないこともあり、医療機関で正しく診断していただくよう指導しております。導入については現在、検討はしておりません。

続きまして5点目、胃がん予防にペプシノゲン検査導入についてのご質問にお答えします。

ペプシノゲンは胃の粘膜で生成される物質で、血液中のペプシノゲンの産出量を測定することによって、高い確率で萎縮性胃炎を発見することができます。胃がんは萎縮性胃炎を経て発生する確率が高いので、胃がんの早期発見に有効な検査方法と言えます。

胃がん予防につきましては、ピロリ菌検査と胃炎の有無を調べるペプシノゲン検査の両方を行う血液検査のABC検診が、胃がんになりやすいかどうかのリスクを調べるのに有効であるとの認識がありますが、市として検査費用の助成については、現在において検討はしておりません。

厚生労働省において、胃の粘膜に感染して胃がんなどを引き起こすピロリ菌の感染による慢性胃炎について、除菌治療が保険診療として認められる見通しになったこともあり、胃がん予防の対策への課題の一つとさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

○土木部長（山本恵美君）

中根議員さんの質問にお答えをいたします。

2点目1番、橋梁の劣化総点検の実施と長寿命化計画の実施計画についてのご質問にお答えをいたします。

国は長寿命化修繕計画策定事業費補助制度要綱を定め、今後老朽化する道路橋の増大に対応するため、地方公共団体が長寿命化修繕計画を策定することにより、従前の事務的な修繕及びかけかえから、予防的な修繕及び計画的なかけかえへと円滑な政策転換を図るとともに、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び、かけかえるにかかわる費用の縮減を図りつつ、地域の安定性、信頼性を確保することを目的とし、市町村は平成25年度までに長寿命化修繕計画の策定、学識経験者等の専門的な知識を有する者の意見聴取、計画策定の公表を行い、橋梁の健全度を把握し、損傷が顕在化する前の軽微なうちに計画的に行う修繕事業であります。

本市の橋梁長寿命化修繕計画策定事業進捗状況につきましては、平成21年度から作業を始め、21年度に簡易台帳を整備、1次点検を43橋行い、その後スクリーニングを実施し、2次点検へ移行する11橋の選択を行い、うち7橋の2次点検を実施いたしました。

平成22年度には、21年度に実施した残り4橋の2次点検を実施しており、平成23年度には2径間以上の2橋梁の2次点検として、千代田大橋、粟田橋、常磐自動車道にかかる跨高速道路橋11橋の点検を実施いたしました。

今年度は、21、22年度に2次点検を実施しました橋梁につきまして、震災前に実施していることから、震災後の再点検といたしまして11橋の再点検を実施しております。

平成25年度には、本市において幹線道路をまたぐ橋梁や、災害時における地域ネットワークを考慮する橋梁として重要な橋梁と位置づけした24橋の橋梁長寿命化修繕計画の策定を行い、県の市町村橋梁長寿命化修繕計画策定委員会に諮り、学識経験者の意見聴取をし、計画策定の公表を予定しております。

今回、政府が緊急経済対策を盛り込んだ補正予算における事業といたしまして、橋梁や路面等を含む道路ストック総点検が対象事業となっていることから今年度、職員による目視点検を実施しております橋長15メートル未満の橋梁について、15メートル以上の橋梁点検と同様に専門家による橋梁点検を行うため、緊急経済対策により要望しているところであります。

この要望につきましては2月27日において、県より補助決定の内定を受け、現在補助申請等、

事務手続を行っております。

続きまして2点目3番、下水道の耐震化についてのご質問にお答えをいたします。

今回の国の緊急経済対策については、県を通じて早い段階から補正要望調査があり、当然補正要望を検討したところでございます。

これまで整備を進めてまいりました汚水処理施設整備交付金による事業計画期間が平成24年で終了し、平成25年度からは社会資本整備総合交付金に移行し、長寿命化計画策定にかかわる調査等とあわせた事業継続へ作業を進めてきましたので、補正の対象となる国庫補助事業対象事業に認定されている事業計画の範囲内であって、当該年度に附属する工事費等や翌年度事業の前倒しに該当するものが、緊急経済対策としての補正となります。

また、復興・防災対策における老朽化対策についても、耐用年数が50年以上経過した施設並びに人口20万人以上の都市が補助制度に該当するものであります。

今後の老朽化対策については、現在の長寿命化支援制度の活用を継続した中で、下水道施設の機能維持を図り、より有利な補助制度の活用を検討してまいりますので、ご理解を願います。

以上のことから緊急経済対策事業に該当する事業がなかったものであります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 小松崎延明君。

[教育部長 小松崎延明君登壇]

○教育部長（小松崎延明君）

それでは、中根議員のご質問にお答えをいたします。

2点目2番、学校施設における非構造物の耐震化についてのご質問にお答えをいたします。

ご指摘の非構造物の耐震化につきましては、昨年の第3回定例会においてご提案をいただき、その後、各学校において危険箇所の早期発見を目的に、定期的な安全点検を国から示された点検リストに基づき、行っているところでございます。

あわせて、専門的な外部委託による特殊建築物の定期調査時に、非構造物の状況調査を行いました。危険箇所の指摘はございませんでした。さらに学校施設の耐震化工事及び大規模改造工事に当たっては、非構造部材等の落下、剥離がないよう設計時点で盛り込んでいるところでございまして、今定例会に補正予算として計上しております国補助の前倒しによります美並小学校屋内運動場耐震補強・大規模改造工事についても、設計段階で盛り込んでいるところでございます。

また、これから予定しております小中学校適正規模化計画に基づいた環境整備事業についても、非構造物の耐震化基準を基本に設計時点で反映していきたいと考えております。

次に2点目4番、安全な通学路の整備についてのご質問にお答えをいたします。

通学路の安全確保については今年度当初、京都や千葉県において死傷者が発生する痛ましい事故が相次いだことから、文部科学省、国土交通省、警察庁の連携による通学路における緊急合同点検が実施され、その対策が進められているところでございます。

今般の補正予算において、国土交通省では緊急合同点検結果等を踏まえ、児童の安全確保のため早期に実施する必要がある通学路の安全対策を推進するなど、通学路等の交通安全対策に対し

て137億7100万円を計上しているところです。

当市におきましても該当箇所のうち2路線について、国交付金により歩道を含めた道路整備の計画を土木のほうで進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 貝塚成人君。

[水道事務所長 貝塚成人君登壇]

○水道事務所長（貝塚成人君）

2点目3番、上水道の耐震化についてのご質問にお答えいたします。

今回、国で示されました日本経済再生に向けた緊急対策の補正予算の交付につきましては、対象事業を検証してまいりましたが、現在のところ当市が事業の交付の対象となることは難しい状況でございます。

今後も近隣市や県の担当者などと情報を共有し、交付の対象となる水道事業につきましては、おくれることなく対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

○市長公室長（川尻芳弘君）

中根議員の、政府が緊急経済対策を盛り込んだ今年度補正予算に対する事業計画の5番、その他インフラ全般の計画案についてお答えいたします。

今回の国の進める日本経済再生に向けた緊急経済対策につきましては、今会期中に上程予定であります補正予算10号にて審議をいただく内容ではありますが、現在のところ、美並小学校や下稲吉中学校の太陽光発電施設の設置や、下稲吉中学校、南中学校のトイレの大規模改修、また路面状況調査業務委託や橋梁長寿命化点検委託、道路改良工事、土浦・かすみがうら土地区画整理事業一部事務組合負担金——これにつきましては第9号の中で前倒し分に入れてございます——など11事業、総事業費で2億9996万5000円でございます。

これにつきましては地域の元気臨時交付金や公共事業等債、こちらにつきましては交付税算入率が100%になっている事業の予算を活用する計画でございます。

なお、美並小学校屋体の耐震及び大規模改造事業につきましては、民主党時代の経済危機対応・地域活性化予備費等の活用による事業でございます、こちらにつきましては第9号予算のほうに入っております。こちらも前倒しで事業を進める計画となっている内容でございます。

2つの緊急対策として取り組む事業は12事業で、総額で4億2345万6000円となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

○総務部長（小貫成一君）

中根議員の質問にお答えをいたします。

4点目、防災士養成講座の開催と、今後の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり、防災士とは防災・減災に関する意識、専門的知識、技能を体系的に習得した民間資格を有する者で、災害発生時に各自の家庭はもとより、地域や職場における生命や財産の被害軽減活動などに期待が寄せられております。

大規模な災害が発生した場合、その被害が大きいくほど公的支援の機能発生まで時間を要することがあり、その間、地域等のリーダー的存在として共助の一端を担っていただくことは、大変貴重な存在として十分認識しているところでございます。

市の防災計画におきましても、災害時応急対策を実施する防災対策要員の育成を掲げておりますので、今後は有効な手法の一つとして検討をしてみたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、2回目の質問を簡潔に質問させていただきます。

既に一般質問の前に、具体的なすり合わせやら具体的な打ち合わせをしておりますので、大枠の部分で再度質問させていただきます。

最初に、子宮頸がんヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの定期接種が実現したことに対して、私は本当に喜ばしく思っております。というのは、経済的に大変な人からの随分問い合わせもあまして、これが恒久的に定期接種ということで、本当に平等に皆さんがこの安全・安心を確保できるということは、もう本当に私にとってはこれ以上喜ばしいことはありません。

そういう中で大事なことは、まず検診率をいかに上げていくかという問題が、まず発生してきます。また、この3ワクチンの内容を理解していない人がたくさんいらっしゃいます。この3ワクチンはどういうふうな病気なのかという、そういうことも含めて、ある程度大枠の部分でやはり病気の内容、また接種の対象者も含めた、そういう一覧なりをきちっとした形で作成して、回覧を通して市民の皆様にも周知徹底をさせていくという、そういうことも私は大事なんじゃないかと思うんです。

せっかく定期接種になったのに検診率が向上しないのでは、何らこれは市民のためになりませんので、その重要性も含めて私は、きちっと徹底をお願いしたいと思いますが、その辺のことについては具体的にどのように考えていますでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

今、中根議員さんからありましたように、確かにこちらのそれぞれのワクチンにつきましては今回、定期接種になるというようなことで、かすみがうら市におきましても25年度、それを前提とした事業を計画しているところでございます。

いずれのワクチンにつきましても一度で済むわけではなくて、3回程度接種を受けなくてはならないということもあります。それから年齢的なこともあります。そういうことも含めまして適

切な時期に受けてもらうというふうなことで、個別接種を含めた周知については徹底させていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは丁寧に、そのことを周知徹底していただけるように対応をお願いしたいと思います。

次に、最も今回重要な、政府が緊急経済対策に盛り込んだ補正予算、これは私は一番、今回の議会も含めて3月の大きな星になるのではないかなというふうに、私は以前から捉えておりました。そういうことで、やはり当初はかなり低い数字だったので、とりあえず4億を超えてきましたけれども、やはり今回の緊急経済対策は幅広く補正の中に盛り込まれております。

そういう中で、やはり5兆2852億円という、いまだかつてない膨大な補正予算を政府で組まれたわけでありますので、これをいかにして利用し、市の発展、またいろいろな市の今までできなかった課題にも、やはり取り組んでいける絶好の、私はチャンスであるということを再度これは各担当課にも話をしてまいりました。

そういう中でまず伺いたいのは、今回の緊急経済対策について具体的に内容も含めて、市長を含めて各課長、部長でもってどのような検討をなされてきたのか、概略で結構ですから説明をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

中根議員のご質問にお答えいたします。

今回の日本経済再生に向けた緊急経済対策につきましては、以前から市長のほうから、漏れなく準備をなささいというような指摘を受けまして、部長会議並びに庁議等の中で政府が決定する前からよく調査をして、該当するものは漏れないようにというようなことで部長会議、庁議並びにサイボウズ等でご連絡をしまして通知をいたしました。

それから、各担当課並びに市長公室のほうに国・県のほうから来る文書については、こういったものが来ているので該当するかしないか、よく事前にチェックしてください、並びにその当時、たしか予算の査定の時期もありまして、予算の査定の中で、これはもしかしたら緊急経済対策に該当するんじゃないかというような事業も幾つかございました。それらについて、もし該当するのであれば、漏れると大変市民の方に迷惑がかかるので、該当するかどうかよく調査をしてくださいというような指摘を受けた中で、このような数字が出てきました。そういった経過でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

詳細については既にもう確認は私していますから伺いませんけれども、やはりこの緊急経済対策の中で、私は昨年からのこの橋梁の総点検を各担当部課長にもお願いして、総点検をしたという

経過はありますけれども、そういう中において今回は補正予算の中で点検も含めた、要するに長寿命化計画についても補助が出るということで、舟橋の橋についても非常にこの6号バイパスの絡みもあって、なかなか馬立に抜ける道路までの計画が進まない状況もありますけれども、舟橋についても先日私が見てきましたら、結構ひび割れもありましたし、そういう面で4トン以下という規制がなされておりますけれども、そういう部分で今回の補正の中で、補強も含めたことも計画に入っているのかどうか、再度伺いたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

議員さんご指摘のとおり、舟橋につきましては今回の経済対策の補正予算の中に、策定業務の中に入っております。ただ、あくまでも策定業務でありまして、それがすなわち今度は補修工事にすぐかかるかどうかは、またその後の段階になります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それから、私は以前から主張しておりますけれども、学校の施設における非構造物の耐震化についてでありますけれども、これは具体的に言うならば天井材とか内壁、それから照明器具、窓ガラスなどの部分、またその他もろもろありますけれども、そういう部分に対しての耐震対策が含まれているわけですので、現在の統廃合という問題も絡んでまいりますけれども、現実にこれからそのまま継続していくという学校については、やはり今回の補助対象の中に組み入れて、そして窓ガラスも含めた非常に老朽化している学校もあるかと思っておりますので、そういう部分での総点検も実施して計画に入れたのかどうか、その辺を再度お願いします。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

今回の整備につきましては、緊急対策としましては下稲吉中学校のトイレ、また南中学校のトイレ、それと美並小学校の太陽光発電、それと下稲吉中の太陽光発電、この4事業を計上させていただいたところでございます。

今後予定しております統廃合、これも含めまして早急に、まず美並小学校のほうの大規模改造工事ということがございますので、そういうことを含めまして今回、緊急経済対策のほうの補正予算に計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、この緊急経済対策についてはまだまだ項目が何十項目もございます。河川の風水害対策とか、その他もろもろ農業対策も含めて幅広く具体的にありますので、その辺も、もしもこ

の緊急経済対策の補正の中で引っ張れるものだったら、また具体的に事業計画を立てて、4億からまたさらに1億、もっと上積みできればできる限り、市によっては10億を超えているところも、規模も違いますけれども、そういうところもありますし、やはり常にそういう、いかにしたら今回の補正予算を我が市として反映できるのかということ、各市とも必死になって今、取り組んでいる段階でありますので、これは最終的に追加も含めると思うんですが、最終的に何日までだったら間に合うのかどうか、また追加も含めていつごろなのか、再度わかっていたらお願いします。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

中根議員のご質問にお答えいたします。

事業計画書の提出が3月15日までに提出しなければならないので、もし間に合うものであれば対処したいと思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは再度、きめ細かな検証をしていただいて、15日ぎりぎりまで挑戦をしていただきたいと思います。

次に、チェッカーのほうは私の要望としては、できる限り導入をお願いしたいと思いますので、これは要望としてお願いをしておきます。

それから、この4番目の地域の防災力向上について、私も以前にも一般質問させていただきましたが、やはり今、マスコミでも非常に取り上げられております南海トラフの大地震というのが想定されております。これはいつ発生するかわからない大変な状況下に置かれて、各市、地域とも対策に追われている状況でありますけれども、そういう中でやはり3.11、いよいよもう2年目を迎えるわけでありましてけれども、やはり年を追うごとに防災意識が低下していってしまう。そういう中で常に防災意識の向上という観点から、やはり各区に1名くらいの防災士をやはり私はつくっていく、これが私は本来の市を守っていく、市の安全・安心を確保していくという上で、私は最も重要なことではないかと思うんですね。

私が問い合わせたところ、やはりこれも市民からかなりの盛り上がりがあって、防災士を各区に1名お願いしたいという要望がたくさん寄せられたそうであります。そういう観点から、費用も大した金額ではありませんので、できれば市でもって定期的に防災士の養成講座、市の職員も防災士の認定をいただくと。民間の方も認定を受けていくということで、防災士の活動も今、各地域でもってセミナーを開催したり、各地域でそういう具体的な話し合いをしたり、そういう運動も土浦市なんかは随分やっていますよね。

だから、市長としてどうなのか、そういうやはり市長は常に安全・安心というのを表に出しておりますから、ぜひとも今回、検討じゃなくて防災士養成講座等も市でもって開催して、費用は市で全額負担してもらおうと。これは生き金ですから、市の安心・安全を確保するためには、私はそれは捨て金じゃなくて生き金だと思っていますので、市長の考え、方向性を再度確認します。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

部長答弁にもありましたように、防災対策要員の育成というのは防災計画にも入っておりますし、そういった機会を積極的に捉えて育成を図っていききたいと、こういうふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでも、ぜひともそういう中で防災士の育成ということも含めて、やはり放射能問題も今、薄れつつありますけれども、どんどん年ごとにそういう危機感というか危機意識というのが低下していく、これが私は一番恐ろしいことだと思っております。常に原点に戻る、この大震災が発生し、そして多くの家屋や、また原発問題でもって、どれほどか市民の皆様が悩んだかわかりません。そういうことを常に原点に置く、そういうことが私は最も重要かと思っておりますので、その辺も踏まえて再度検討をお願いしたいと思っております。

それから、最後に胃がん予防についてですけれども、これはペプシノゲンというのは非常に有効的な手段でありますので、この辺も踏まえて再度検討していただきたいと思っております。

今回、ピロリ菌の除菌の保険適用が国のほうで決定になりまして、これも有効な手立てで、なかなか金額がかさむものですから、なかなか検査もできないという方がいらっしやいましたけれども、今度は保険適用ということになりましたので、このペプシノゲン検査とともに、こういうピロリ菌の検査もできるんじゃないかなというふうに思っておりますので、ともかく私としては、今回の私の思いというのは緊急経済対策を3月15日まで徹底的に検証してもらい、そして市民のためになる補正予算を組み上げてもらいたい。

そして、さらに追加補正でもって、これから上がってくると思うんですけれども補正予算の作成、それから15カ月という1つのスパンの中での今回なりますから、また繰越明許という形で事業継続になるということも、これは想定されてまいりますから、だから繰越明許の分も国のほうはなるべく簡素化して、繰越明許ができるような体制を組んでいくという、そういう姿勢を示しておりますから、そういうことも含めて前倒しの事業計画もきちっと立案して、市民のためになる政治主導をお願いしたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。5分間の休憩をいたします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前10時50分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

6番 小松崎 誠君。

[6番 小松崎 誠君登壇]

○6番（小松崎 誠君）

通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、子ども・子育て支援関連3法について伺います。

このたびの社会保障と税の一体改革の一番重要なポイントは、子ども・子育て3法です。そして3法の趣旨は、言うまでもなく3党合意を踏まえ、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を統合的に推進することであり、その主なポイントは認定こども園制度の拡充、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通給付——施設型給付でありますけれども——及び小規模保育等、地域型保育給付の創設、地域の子ども・子育て支援の充実の3つであります。

この新制度が本格的に動き出すのは早ければ平成27年度ですが、消費税率8%引き上げに当たる平成26年度から本格施行までの1年間、保育の需要の増加等に対応するため、新制度の一部を先取りした保育緊急確保事業、子ども・子育て支援法附則第10条が行われることとなっております。

当市といたしましても国の動向を見きわめつつ、できる限り円滑、速やかに新制度を導入できるよう、万全の準備をしていくべきであると考えます。

そこで、当市における子ども・子育て会議の設置について伺います。

国においては平成25年4月に子ども・子育て会議が設置されます。会議の構成メンバーとしては有識者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が想定され、子育て支援の政策決定過程から、子育て家庭のニーズがしっかりと反映できるような仕組みとなっております。

子ども・子育て支援法第77条においては、市区町村において地方版子ども・子育て会議を設置することを努力義務化しておりますが、子育て家庭のニーズを把握して施策を行う仕組みは、国のみならず地方においても極めて重要です。

当市においても子育て家庭のニーズがより一層反映できるよう、来年度から子育て当事者等をメンバーにする合議制機関を新たに設置することが必要と考えますが、いかがでしょうか。

次に、事業計画策定について伺います。

今回の支援法の制定により、全ての自治体が事業計画を策定しなければならないこととなっております。事業計画の期間は5年です。この事業計画策定に当たっては、国の基本方針に基づき、子育て家庭の状況及びニーズをしっかりと調査し、把握することが求められております。平成27年度からの本格施行に向け、事業計画を平成26年度半ばまでに策定するためには、平成25年度予算において、事業計画策定に向けたニーズ調査のための経費を計上することが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

続いて、実施に向けての準備組織の設置と利用者支援について伺います。

新制度への移行に当たり、事業計画や条例の策定など、かなり膨大な準備が必要です。新たな制度への円滑な移行を目指し、当市においても速やかに準備組織を立ち上げて対応すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

また、新たな制度への移行に向け、利用者の中には具体的にどのような制度となるのか、保育料はどうなるのか等々、不安の声が数多く寄せられております。利用者に対して、新たな制度についての情報を丁寧に提供するとともに、地域子育て支援拠点などの身近な場所で、利用者の気軽な相談にも応じられる体制を整えていくことが必要だと思います。

例えば横浜市では、保育コンシェルジュを全ての区に1名ないし2名配置し、利用者である保護者の方々のニーズや状況を伺い、それに合った保育サービスに関する情報提供を行っています。

また、千葉県松戸市では地域子育て支援拠点に子育てコーディネーターを配置し、利用者に対し地域の子育て支援サービスの情報提供を行ったり、利用者からの相談を受け付けております。

こうした取り組みを本市においても来年度から実施すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

2、次に、給食アレルギー事故防止への取り組み強化について伺います。

昨年12月、東京都調布市の市立富士見台小学校で、チーズなどの乳製品にアレルギーがある11歳の女子児童が、給食を食べた後に死亡するという悲しい事故がありました。報道によれば当日の給食の献立は、チーズを含んだ韓国風お好み焼きのチヂミということでした。学校や担任は女兒のアレルギーを把握しており、女兒にはチーズを抜いたチヂミを提供しましたが、女兒がおかわりを希望した際、担任が間違っってチーズ入りのチヂミを渡してしまい、そのチヂミを食べた後、体調不良を訴えて緊急搬送され、約3時間後に死亡が確認されました。行政解剖の結果、死因はアレルギー反応のアナフィラキシーショック死の疑いと判明したそうであります。

食物アレルギーのある児童・生徒は全国で約20万人とも言われており、この小学校でも16人の児童がアレルギーで特別な給食体制をとっていたそうです。

そこで、本市の対応と認識、その防止策について伺うものであります。

次に、通学路の安全対策について伺います。

昨年の夏に通学路の危険箇所の緊急点検を実施したと思いますが、その中でガードレールの設置や歩道の整備等、一日も早く整備しなければとの認識に立たれていると思います。しかし現実には、財政的なことや時間的なことを含め、困難を伴うことも承知しております。

そこで、私は比較的安価に通学路の安全対策の一環として、スクールゾーン設置の推進を提案したいのですが、その考えについて伺います。

4点目、かすみがうら市環境美化に関する条例について伺います。

日ごろより環境美化に対して職員の方々が、仕事とはいえ一生懸命に取り組んでおられる姿に心より敬意を表するものですが、ここでいま一度、この条例の目的と市の責務について伺います。また、現状と課題についても伺います。

5番目、次に本市における公文書の取り組みについて伺います。

近年、自治体において公文書管理を見直す動きが進みつつあります。これは2009年6月に国会で成立し、2011年4月に施行された公文書管理法を受けての動きです。公文書管理法は公文書を適正に管理することにより、行政を適正かつ効率的に運営し、将来にわたって国民に対する説明責任を果たすことを目的としています。

この法律制定の背景のもととなったのは、いわゆる消えた年金記録問題や海上自衛隊の航海日誌の誤廃棄などです。これら国のずさんな文書管理が明るみになったことを受けて、制定への機

運が高まりました。この公文書管理法の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、実施する努力義務が自治体に課されたため、自治体において公文書管理の見直しの動きが出始めました。

公文書は国のみならず、自治体においても市民生活に関する諸活動や歴史的事実の記録であり、市民共有の知的資源であります。その公文書を適切に管理することは、自治体においても重要な課題であります。なぜなら、自治体における施策の決定過程等、地域のあり方そのものにかかわる重要事項について、住民によるその検証を可能とするものとなります。民主主義の基本にかかわるものと言えるからです。まさに公文書の管理は自治体の重要な責務と言えます。また、東日本大震災の教訓から、大規模災害等から公文書をいかに守るかということも、自治体の重要な役割であります。

そこで伺います。当市の公文書管理の現状と、今後の取り組みについて考えをお聞かせください。

6、水道事業について伺います。

初めに、水道施設の耐震化と水道管などの老朽化対策についてであります。

インフラ整備の一環として災害に強い水道ということで、どのような計画方針がなされているのか、現状と課題をお聞かせ願いたい。

また、水道管の耐用年数は約40年と聞いておりますけれども、市ではどれくらいのスパンでの更新を考えているのか、あわせて伺います。

次に水道料金、10立米以下の料金値下げの件で伺います。

いわゆる従量制導入のことですが、誰しも料金の安いほうが喜ばしいことではあります。私も安くなることは大歓迎です。しかし、今までの水道事業の経営状況を伺うと、簡単には値下げはできないのではないかと思うわけであります。

そこで、この議会の中で事業の経営はどうなっているのか、23年度か24年度の例を挙げて実態を聞かせていただきたい。

7、企業誘致の考え方について伺います。

まず、オーダーメイドの賃貸型工場の認識についてであります。

長引く景気低迷による企業の業績悪化の影響を受け、地方自治体も厳しい財政状況が続いています。そうした中、自治体による賃貸型工場の設置で企業誘致に成果を上げている事例があります。賃貸型工場は企業にとって初期投資が大幅に抑制され、災害などによる損失軽減も見込まれ、多くのメリットが期待できます。一方、受け入れる自治体としても未利用地の利用促進、または再開発を図ることができ、地元の雇用促進や地域経済の活性化も期待できるほか、税収増にもつながります。

従来の賃貸型工場の建設による企業誘致は、未利用地に工場を建設してから貸し出す方法で、企業にとっては土地取得や建設費用などを抑えることができるものの、建設された賃貸工場の仕様が、企業が求める条件と折り合わず、マッチングがうまくいかないケースが多々ありました。

これに対して、例えば鳥取市の方法では、企業の注文に応じて工場を設計、建設し、貸し出すという方法で企業誘致を行っております。特徴的なのが市賃貸型工場設置補助金で、企業進出に伴う工場の建設費、または改装費を全額補助し、上限は6億円、しかもその半分は県の補助金で

賄い、鳥取市の負担は半分で済んでおります。補助金を受ける際の要件は、20人以上の新規常用雇用、10年以上の事業継続、原則10年以内に土地建物を買い取ってもらう、保証金が3億円以上の場合であります。

当市におかれましてもさまざまな方法を検討し、積極的な取り組みをお願いいたします。

次に工場誘致条例、企業誘致奨励金制度、企業誘致条例について、その内容と成果についてお聞かせいただければと思います。

8、障害者優先調達推進法の施行について伺います。

障害者優先調達推進法が本年4月から施行されます。成立は昨年6月であります。同法は国と独立行政法人等に対して、障害者が就労施設でつくった製品の購入や、清掃などの業務委託を優先的に行うよう義務づけるとともに、地方公共団体に対しても、障害者施設の受注機会の増大を図るよう努めることを求めています。

現在、国などが商品の購入や業務委託をする際は、競争入札による契約が原則になっており、民間企業に比べ競争力の弱い障害者施設が契約するのは難しいのが実情であります。

また、施設や自宅で働く障害者がふえる一方、景気の低迷により民間企業からの仕事の依頼は減少しており、さらには障害者施設への発注が不安定のため、国からの安定した仕事を求める声が高まっていました。

こうした状況を踏まえて障害者の就労機会を増加させ、自立を促進することを目的として本法律が制定されました。本法律は自民・公明の両党が2008年に提出し、政権交代で廃案となったハート購入法案をほぼ踏襲した内容となっております。本法律によって自治体には、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための必要な措置を講ずるという努力義務が課せられています。それを実効あるものとするために、物品の調達目標を定めた調達方針を策定し、公表しなければならず、その方針に則して調達を実施し、調達実績は取りまとめて公表することが求められています。

障害者の方々の自立、就労支援の観点から、積極的な取り組みをお願いするものですが、その取り組みについて伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

1点目、子ども・子育て支援関連3法についてのご質問にお答えいたします。

子ども・子育て関連3法については、平成27年4月の本格施行に向け、その基盤整備の基礎となる子ども・子育て支援事業計画を平成26年度半ばごろまでに策定するとともに、それに伴うニーズ調査の実施、子ども・子育て会議の設置、電子システム改修等を進めることとされているところであります。

本市の対応につきましては、それぞれその具体的詳細等がまだ不透明なことから、国や県からの明確な指針等が示された段階で、近隣市町村の動向等にも注視しながら必要に応じ補正等をお

願いし、子ども・子育て支援対策の充実強化に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

2点目、給食アレルギー事故防止への取り組み強化については教育長からの答弁とさせていただきます。

3点目、通学路の安全対策については教育部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、かすみがうら市環境美化に関する条例については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

5点目、本市における公文書の取り組みについては総務部長の答弁とさせていただきます。

6点目、水道事業については水道事務所長からの答弁とさせていただきます。

7点目、企業誘致への考え方については、環境経済部長の答弁とさせていただきます。

8点目、障害者優先調達推進法の施行についてのご質問にお答えいたします。

障害者優先調達推進法は、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるために、国や地方公共団体が物品やサービスを調達する際に優先的、積極的に購入することを推進するために昨年6月に成立、公布され、本年4月1日から施行されるものであります。

本市における障害者の就労支援につきましては、本人の希望により国の制度であります障害福祉サービス費の就労移行支援及び就労継続事業を実施しております。当事業により障害者就労支援施設に通所している方が50名ほどおりますので、同法の障害者の経済的自立を図ると法律の趣旨に鑑み、障害者就労支援施設から物品等を調達するよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

小松崎議員ご質問の2点目、給食アレルギー事故防止への取り組み強化についてお答えをいたします。

本市の児童・生徒のうち食物アレルギーを持つ者は——これは軽い者も含めてでございますが——小学校児童55人、中学校生徒14人と把握しております。その中で、特に毎日の給食で注意をしなければならない児童・生徒は小学校で5人、中学校ではございません。

アレルギー症状は、先ほど小松崎議員ご指摘のとおり、アナフィラキシーショックということで死に至る可能性もありますので、十分に注意をしなければならないと認識しております。学校におきましては定期健康診断、各家庭から学校に提出される保健調査票、それから学校生活管理指導票などによって、アレルギー疾患についても把握しております。

食物アレルギー疾患を持つ児童・生徒については保護者と話し合っ、給食の食材の除去、弁当の持参などにより対応をしております。先ほど5人と申し上げましたが、その5人の中の4人は給食調理員が除去して安全なものを食べさせております。それからもう1人は、たくさんあり過ぎて除去できないので、これは弁当持参ということで対応をしております。

また、現在は1人もおりませんが、ショック症状のおそれがあるエピネフリン製剤、

これはエピペンとも言われるものですが、それを医師から交付されている児童・生徒が、もしいる場合には、本人にかわって教職員が注射をすることが可能となっておりますので、そのときには適切な対応がとれるように教職員の意識を高めるとともに、保護者の同意を得て消防本部に情報を提供し、連携を図ることとしております。

いずれにしましても、保護者と学校、主治医、給食調理員、学校医、学校薬剤師、教育委員会などが十分な協議を行って、アレルギー疾患を持つ児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮してまいりますので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 小松崎延明君。

[教育部長 小松崎延明君登壇]

○教育部長（小松崎延明君）

小松崎議員の3点目、通学路の安全対策についてのご質問にお答えをいたします。

スクールゾーンにつきましては、昭和47年春の全国交通安全運動を契機として全国的に推進され、現在、市内の小学校においては下稲吉東小学校を除く12校に設定されております。

スクールゾーンは小学校を中心として、おおむね500メートルの範囲を設け、総合的な交通安全対策を緊急に実施する必要性の高い地域を明確にして、その対策を集中的に実施することが目的とされ、直ちにできる対策から随時実施し、その改善充実を図りつつ、長期的に総合的な対策を推進することとされております。

一方で緊急合同点検については、通学路全般で緊急性のある危険箇所を各部署が合同で点検し、対応を協議したものでありまして、スクールゾーンの設定を対応策とした箇所はございませんでした。

しかしながら、スクールゾーンには運転者に対して、子どもの交通事故発生の可能性が多い地域としての認識を高め、安全運転の励行を促すことや、地域住民に対して子どもの交通事故防止の重点地域としての自覚を促し、地域の安全な環境づくりの参加意識を高めるという狙いがございます。

スクールゾーンの設定に当たりましては市町村が主体となり、教育委員会、警察、道路管理者、民生関係部局、PTA組織等の協議の上、地域住民の意見を十分反映させて決定することとされておりますので、緊急合同点検で構築した連携、協力関係を生かしながら、下稲吉東小学校への新設とあわせ、既存のゾーンの見直しについても今後検討していきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

[環境経済部長 藤崎宏明君登壇]

○環境経済部長（藤崎宏明君）

小松崎議員の4点目1番、条例の目的と市の責務について、4点目2番、現状と課題についての質問にお答えいたします。

環境美化条例は地域の環境保全の推進及び美観の保護を図り、もって環境に配慮した住民活動

を促し、環境に調和した地域社会を構築することを目的としております。

また、市の責務としてその目的を達成するため、総合的な環境美化の促進に関する施策を策定し、市民等、事業者、占有者等に対し必要な協力の要請を行い、また環境美化を促進するため知識の普及及び意識の向上を図るなど、必要な措置を講ずることとしております。

環境美化の現状について申し上げますと、不法投棄対策につきまして、不法投棄監視員を配置して、不法投棄パトロール実施による不法投棄箇所の通報によりまして、早期収集による対策を講じております。

環境美化対策につきましては、市民の協力を得まして市内一斉清掃、河川の清掃活動の実施、花のみち事業や花いっぱい事業の実施による美化意識の啓発、そして水質監視員設置による河川環境保全のための、川の水質向上に向けた河川の水質監視をしていただいております。

また、市街化区域及び住宅地に隣接する空き地の雑草の繁茂等については、現地を確認しまして除草の必要があると認められる場合は、土地所有者または占有者等に対して除草等、適正な管理をしていただく指導の通知を郵送してございます。

7点目1番、オーダーメイドの賃貸型工場の認識についてのご質問にお答えいたします。

オーダーメイド方式による工業団地の造成は、土地利用を計画している未整備地区の整備を進めるため、進出企業のニーズに合わせた造成を行うことによりまして、柔軟に対応した用地確保や基盤整備が進められるように土地利用を計画していくことと認識しております。

今後、当市でも企業進出の話があれば、関係各課と協議しながら対応していきたいと考えます。

賃貸型工場は空き工場等の情報を賃借物件として広く周知して、希望する企業に情報を提供するものです。官民企業でも貸し倉庫、貸し工場情報をホームページに掲載していますが、当市のホームページでも同様に掲載し、空き工場を有効活用するなど、雇用を確保する上で大変有効と認識しております。企業立地を希望する企業との協議がまとまれば、よい結果につながるものと考えます。

続いて7点目2番、工場誘致条例、企業誘致奨励金制度、企業誘致条例についてのご質問にお答えいたします。

市の企業立地関連条例について、企業立地促進条例は、企業が市内に工場等を新增設する際、設備投資額に5%を乗じた額及び新規雇用1人に対しまして30万円を乗じた額を助成する制度でございます。固定資産税の特例措置に関する条例は、企業が事務所や工場等の新增設をした場合、固定資産税を条件により3年から5年間免除する制度です。この条例の成果により――の2社が該当しまして、100名を超える雇用と1億を超える税収があるなど大きな成果がありました。

今後もこの制度を活用しまして、積極的な企業誘致政策を進めたいと考えます。ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

○総務部長（小貫成一君）

小松崎議員の5点目、公文書管理の現状と今後の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

文書は正確かつ迅速に取り扱い、事務を能率的に処理するとともに、その経過と責任の所在を明らかにするなど適正な処理が求められており、市文書事務規程にその旨規定されております。また情報公開や個人情報保護の観点からも、その重要性が増しているところでございます。

本市の文書管理方法につきましてはファイリングシステムを採用しており、約11万冊のファイルが管理されております。このシステムによりまして引き継ぎ、保存、廃棄、借覧等の手続を処理し、文書を組織的、体系的な整理保管により、効率的な管理を行っております。

今後におきましても、このシステムを効果的に活用し、適正な文書管理を行ってまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 貝塚成人君。

[水道事務所長 貝塚成人君登壇]

○水道事務所長（貝塚成人君）

小松崎議員6点目1番、水道施設の耐震化、老朽化対策についてのご質問にお答えいたします。旧千代田町の水道事業におきましては昭和36年から、旧霞ヶ浦町では昭和32年から創設の事業認可を受けまして事業拡張に取り組み、水道水の安定供給に努めてまいりました。

千代田地区には主な水道施設としまして浄水場5カ所と取水井7カ所、そのほか増圧配水場が7カ所、霞ヶ浦地区につきましては霞ヶ浦浄水場と取水井6カ所を有しております。いずれも拡張事業後、相当の期間が経過しており、浄水場等の施設によっては既に耐用年数を経過したのもございます。

水道管におきましては耐用年数が40年とされておりまして、管布設後40年を経過するものが毎年次発生をしている状況であります。千代田地区の赤水対策としての配水管布設や、災害時の水源確保のための送水管新設事業などに取り組んでいるところでございます。

今後の整備方針といたしましては、配水管の年次的な更新、各施設の電気設備等の維持管理、災害に備えての発電設備の整備等を計画的に進めて、安定的な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

続いて6点目2番、水道料金10立方メートル以下従量制についてのご質問にお答えいたします。

水道料金10立方メートル以下の従量制への移行につきましては、平成23年度の水道事業運営審議会において、減収分は一般会計から補てんすることで水道料金の改定に係る条例改正案を承認する旨の答申をいただきましたが、その答申を受け、提案させていただいた平成23年第4回定例議会においてはご理解をいただくことはできませんでした。その後、平成24年第4回定例議会において水道料金の基本水量の見直しを求める要望書が提出されましたが、不採択となっております。

平成24年度の経営状況でございますけれども、給水収益につきましては夏の猛暑、残暑等の影響がありまして持ち直しているものの、災害発生前の平成22年度までの収益には達していない状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

再質問をさせていただきます。

まず、子育て支援関連3法についてでございますけれども、市長も施政方針演説で、このことには若干触れておられますけれども、私が見る限りではこの準備の予算を組んでいないというふうに思うんですけれども、これは保健福祉部長にお伺いします。この予算はどのようになっているかお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

お答えします。

本年度当初予算につきましては、今ありましたとおり3法に関する準備組織、それからその他も含めて計上してございません。今後につきましては先ほど市長からもありましたように、必要というふうに判断したものについては補正予算をお願いしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

ぜひ、よろしく願いいたします。

次に、この制度の本格施行時に、新制度を一元的に管轄できる体制づくりが必要になってくると思うんですけれども、この準備組織が本格施行のときに、その役割を担うようにしていくことが理想的だと思いますけれども、その考えをお聞かせください。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

3法を実施するためには子ども・子育て支援事業計画、これを策定しなくてはなりません。この事業計画につきましては幼稚園、それから認定こども園も含めての計画ということになりますので、現実的には教育委員会と一緒に、ご意見いただきながら進めていくことになるかというふうに考えております。

また、地方版の子ども・子育て会議につきましては、子育て中の方は当然であります、子育て前の方、それから子育てを終わった方も含めまして、広く意見を聞くような組織で行うべきというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

3点目の利用者支援についてですけれども、この利用者支援は地域子ども・子育ての支援事業の一つとして法定化されております。これは3党の修正協議の中で、公明党が強く主張して盛り込まれた事項でございます。

新制度が動き出せば、利用者の身近な場所において利用者の相談に応じ、情報提供等を行う利用者支援に対して、国から一定の補助が出る予定になっております。内訳は国が3分の1、県が3分の1、また、市が3分の1ということになっておりますけれども、それまでの間、準備期間は地方自治体の単独事業として立ち上げなければならないということになっておりますので、十分そこは留意しながら準備に取りかかっていたいただきたい。これは要望として言っておきます。

続きまして2点目の1番で食物アレルギーの件、給食アレルギーで、本市としては小学生55人、中学生14人で、そのうちの4名が調理で調整しなくてはならないということですが、先ほど教育長も保護者と先生と、よく連携をとりながらやっているということですが、これは保健調査票というのは除去食材という、そういうものを含めた調査票なんではないでしょうか。まずお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

保健調査票そのものは除去食材までは多分触れていないと思います。除去食材については、その子どもをその都度その都度やっているということで、保健調査票は大まかなものでございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

それから教育長、先ほどアナフィラキシーショックにはエピペンが有効だと、こういう答弁がございましたけれども、これは4名の方がいらっしゃいますね、児童さん。これは保護者からそういうお薬、エピペンを預かっているのかどうか。それから学校の先生方にそういう、迷ったら打てという言葉があるんですけれども、このエピペンを30分以内に打てば有効だということらしいんですけれども、これは先生方の申し合わせとか研修会とか行っているのかどうかお聞かせ願います。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

現在、エピペンを持たせられている生徒はおりません。これは医師が指示をするということでございますので、そこまではいっていないということです。ですが、そういう子どもが来た場合には、これは慌ててしまいますので、ですから事前に注射のやり方とか、それから消防署への通報とか、そういう研修をして体制を整えていくということを考えております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

ちょっと順序が逆になってしまったかもしれませんが、東京の富士見台小学校の痛まし

い事故、これはどうして起きたかというのは、実際にどういう内容でそういう事故が起きたかというのを把握しておりますか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

これは危ない食材は除去して1回目、給食をとらせたんですが、みんながおいしいものですから多分おかわりと言ったんでしょうね。その子もおかわりをしてしまった。そのおかわりの中身は除去していなかったの、アナフィラキシーショックを受けてしまった。その対応としてエピペンは多分持たされていたと思うんですが、それを職員が30分以内に打つことができなかったということが大きな死因だったということでございますので、もし、そういう子どもがいたときには、こういう対応をするんだと、注射をこういうふうに打つんだということを徹底しなければならぬと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

これは子どもさんのそういうアレルギーを知っていて、万全の体制をとっていたんですね。先ほども言った除去食一覧表、これを保護者に渡して全部チェックしてもらって、それをまた先生が受け取って、先生もそれを注意すると。いろんな対策をやっていながら、そういう事故が起きてしまったというのが事実なんですね。ですから今、教育長がそういう決意でアンテナを張りめぐらして、児童・生徒さんの状況をよく把握してというお話ありましたけれども、本当にこの小学校でも事故防止のためにあらゆる手だてをしていたにもかかわらず、こういう事故が起きてしまったということなので、常に危機感を持って児童・生徒さんの健康のために、安心のために頑張っていたいただきたいなと思います。

続きまして、スクールゾーンのことについてなんですけれども、下稲吉東小学校の地域だけがまだ実施されていないということなんですけれども、なぜ一番市街地で子どもさんたちが多く、狭隘な道路を通っている、そこが何でおくれたのか、もしわかれば教えていただきたいんですけれども。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

1カ所、東小だけ整備がされていなかったということでございますけれども、市街化の区域でするので必要性もあったのかと思いますけれども、下稲吉中学校が脇にあるということで、そういう関係で要望等もないということもあったのじゃないかなと思います。そのために整備がされていなかったのじゃないかなとは思っておりますが、ちょっと詳しいことはわかりません。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

この下稲吉東小学校の区域、これは私も何度も通って、子どもさんたちが本当に大勢、決められた通学路を歩いていらっしゃるんですけども、あそこだけ、どうしても道路が狭くて、本当に車が来ると子どもさんたちは体をはすにしておいて、こういう状況がありまして、非常に危険に感じたものですから、スクールゾーンの設置を一日も早く実現していただきたいということで質問させていただきました。これは要望として本当にすぐに取りかかっていたいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に4点目の環境美化に対してでございますけれども、聞くところによりますと、非常に環境美化に対しては対応に苦慮している場合もあるということをお伺いしております。例えば深谷地区のパチンコ店の跡地に放置している廃棄物などは、どのような状況なのか伺いたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

ただいまの小松崎議員の質問にお答え申し上げます。

市内深谷地区パチンコ店跡地に堆積しています廃棄物につきましては、平成20年9月ころより茨城県廃棄物対策課を中心に撤去指導をしてございます。今年度につきましては平成24年11月29日に茨城県廃棄物対策課、県南県民センター保安課、さらには土浦警察署生活安全課、市環境保全課合同によりまして、総勢12名による立入調査を実施して、行為者に対しまして産業廃棄物を含んだ全ての廃棄物について撤去するよう指導を行いました。後日、行為者から県南県民センター長宛てに廃棄物撤去計画が提出されてございます。

今後は撤去計画書の工程どおりに廃棄物が搬出されるよう、茨城県廃棄物対策課を中心に監視していきたいと考えてございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

今、撤去計画が提出されたということですが、その内容を、もし今お手元があればどのようなものなのか、工程ですね、これを教えていただければと思います。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

計画内容につきましてご説明申し上げます。

撤去の期間が平成25年1月1日から平成25年10月30日までの期間で計画されてございます。

撤去廃棄物の種類及び数量並びに撤去作業及び運搬車等につきましては、廃プラが4トン、木材が32トン、コンクリートのガラでございます、4トン、家庭ごみ4トン、その他ごみ、パチンコ台等々としまして6トンほどございます。

1月が廃プラ2トン2回、2月が木材2トンが2回、3月が木材、コンクリートのガラ、さらに家庭ごみ、それぞれ2トンずつ2回の搬出予定。4月が木材2トン2回、5月に入りまして木材が2トン2回と、その他ごみが2トン2回。6月でございます、木材が2トン2回、7月が同内容でございます、2トン2回です。8月も同じ2トン2回です。9月も同じ2トン2回で、10

月をもって完了というような計画でございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

この問題では市長に一言お願いしたいんですけども、市長は誰よりも市民のことを思っている方ですので、行動する人ですよ。ですから、あしたにでも行ってこの工程をきちっと遵守されているのか、また遵守するように指導していただければと思います。

また、今の現状では野ざらしになっているものが多々ありますので、整理整頓してブルーシートなどをかけて、見た目も見苦しくないような指導をしていただきたいと思いますんですけども、市長いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

深谷地区のごみの集積が著しい場所については、元パチンコ屋さんの跡地ということで、もう多分数十年経過していると思うんですが、バブルが崩壊とともにパチンコ屋が営業不振になって、その後集積が始まったものであります。

今、環境経済部長の答弁のように、きちんとした処分計画が出ているようでありますから、それに従って計画的に除去をお願いして指導をしてみたいと、こういうふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市長、せっかく褒めたんですから、すぐ指導するとか、そういう答えがいただきましたかっただけですけども結構です。

次に5番目の公文書管理の件で1つ、これは11万冊もファイリングで保管されているということですけども、主な保管場所はどういうところでしょうか、わかったら教えてください。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

主な保管場所でございますが、千代田庁舎の防災センター並びに増築庁舎と霞ヶ浦庁舎となっております。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

管理は大変だとは思いますが、霞ヶ浦庁舎を建てるときも一応提案はさせていただいたんですけども、こういう照明器具、こういうものは漏電によって火災を起こす場合があるんですね。これは水漏れ、雨漏り等があると、そういう危険性があるわけです。大事な文書ですから、防爆型という火花が出ない、そういう蛍光器具があるんですね。そういうものを導入して防火に、もちろん防災ですけども、防火等に十分配慮していただければなと思いますので、これ

は要望として言うておきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、6番目の水道事業についてなんですけれども、私の記憶では毎年、水道管の更新は10キロメートルぐらいを予定していると聞いているんですけれども、老朽化とか赤水とか問題はありますけれども、これは水は出て当たり前というのが水道事業なわけですよ。そういった意味で特に震災対策で、霞ヶ浦地区と千代田地区を送水管で結ぶ計画になっておりますよね。これの工事の進捗状況を教えていただきたいんです。あわせて一番難しい工事の箇所は踏切の工事だと思うんですけれども、これは当市が業者に直接発注するのか、JRで発注してJRが施工するのか、その辺もあわせてお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

お答えいたします。

まず送水管新設工事を行っております計画でございますけれども、平成24年度完了しておりますが、費用ベースで言いますと24年度に40%完了しております。25年度、新年度でございますが、やはり40%を予算計上して行う予定でございます。残りの20%は平成26年度に行います。

来年度、平成25年度計画しておりますJR部分、踏切の部分の推進工事がございますが、これにつきましては設計と工事、両方ともJRのほうに委託をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

それでは次に、水道料金の件でお伺いしますけれども、市長が就任されてから一般会計からの補助金が年々減らされておまして、市長就任前は約9000万ほどあったんですけれども、去年は4000万ぐらい減らされたんですか。来年度、25年度は幾らぐらいの補助金になるか、水道所長お願いします。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

お答え申し上げます。

平成24年度は一般会計から4200万円いただいておりますが、平成25年度につきましては500万円減になりまして3700万円の予定となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

今度、市長にお尋ねするんですけれども、市長ご自身の広報で、議会が反対しているから水道料金は値下げができないんだと、こういうふうな内容で書いてございましたね。2400万もあればできるのにと、いかにも議会が反対しているから従量制導入はできないんだと、こういうふう

おっしゃっていますね。年々補助金を減らしながら、これは議会が反対するからできないというのはどういうことなのか、ちょっと説明していただけますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

水道事業につきましては、まず補助金の件であります。補助金審議会におきまして、いわゆる適正な流動性資金の当時、補助金審議会が開かれた時点では10億ぐらいありました。現在、24年度末では7億2000万ぐらいの見込みであります。通常は企業の経営者が認識している、いわゆる流動性資金の必要額というのは月間売り上げの3割と言われております。補助金審議会で指摘されたのは、まさにその分でありまして、月間売り上げの3割というのは大体3億弱に相当します。7億2000万、現在流動性資金がありますから、まだまだいわゆる経営自体には何の問題もないと、そういう判断を私はしているところであります。

また、議会のほうに反対されているからできないんだというのは、まさにそのとおりでありまして、2400万については、10立米以下を従量制にすることによって約2400万程度の資金が必要とされておりますが、その分は一般会計から補てんするというので、私は提示しておりました。ですから水道事業のいわゆる資金計画には何ら問題はないわけでありまして、その点が議会にご理解いただけなかったと、こういうことであります。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

先ほどの耐震対策とか水道管の更新ということを考えれば、本当にお金がかかるわけですよ。皆さんの大事な税金を水道事業に繰り入れてというか、補助金を出して経営していかなければならないという、そういう現状があるわけですから、本当に市長、恐らく市長は恒久的な実施は難しいというような認識があるんじゃないでしょうか。認識があって、自分の公約だから値下げしていこうと、こういう形が広報紙からは受け取れるんですね。ですから本当に市民のことを思って値下げをしたいと思うならば、当初予算に一般会計からの補助金をきちっと組み込んだ形で提案したらいかがでしょうか。これは答弁は結構です。

時間もあんまりなくなってきたようですから、次に7番目の……

○議長（鈴木良道君）

答弁はいいですか。

○6番（小松崎 誠君）

結構です、はい。

[市長「そんなこと言ったって、一方的なことを言ってもしょうがないでしょう」と呼ぶ]

○6番（小松崎 誠君）

だって、市長がいつも広報紙で一方的にしか言っていないんだからいいですよ。

次に、7の企業誘致への考え方についてお伺いします。

先ほど、賃貸型工場については市でも空き地や倉庫の情報提供をしていると伺いましたけれど

も、当然、企業誘致には積極的に市が情報を発信しなければならないと考えます。この情報提供については、いつから始めたのでしょうか。今後の情報発信はどのような展開を目指しているのかお答え願います。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

小松崎議員の質問にお答えいたします。

情報発信については、県内各市町村の企業誘致担当課で情報提供の発信をしていることから、当市でも提供を開始いたしました。昨年度より準備を進めまして、県内各市町村のホームページを研究して今年度、24年6月より運用を開始してございます。引き続き所有者の理解を得ながら情報を提供して、内容の充実を図りたいと考えます。

今後につきましてはホームページのほかにも、さらに工業団地の空き情報や企業立地制度を紹介したパンフレットを作成しまして、情報発信を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

続きまして、企業立地促進制度について伺います。

企業立地促進条例は雇用1名につき30万円を助成すると伺いました。他の市町村でも同様な助成制度を行っているのかどうか伺います。

また、この制度の成果として100名を超える雇用や1億円を超える税収があったと聞きましたけれども、とても重要な制度であると認識いたしました。今後、市はどのように産業の活性化をしていくのか、現状の条例のほか雇用促進など、その考えや意気込みを聞かせていただければ幸いです。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

雇用助成の金額につきましては各市町村で異なりますが、県南では石岡市やつくばみらい市など、県全体で16の市町村で助成金を交付してございます。助成制度により当市に多くの雇用が生まれたことから、重要な政策であると考え、さらに積極的に企業へ宣伝したいと考えます。

今後については、これまで答弁しましたホームページによる空き地、空き工場の情報提供、パンフレットによる工業団地内の紹介、企業の戸別訪問による情報収集や相談窓口、また市内の飲食店紹介や農水産物等、特産品の販売促進、さらに祭りやイベント等に積極的に参加するよう呼びかけまして、企業を巻き込んだ市内産業の活性化を図りたいと、こういうふうに考えますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

最後の質問になりますけれども、今の関連で市内企業及び市内産業の活性化に関連して伺います。

先日、市の主催で企業説明会と就職面接会を行ったと伺いましたけれども、その目的や実施内容を教えていただけますか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

本年1月23日に市主催の企業説明会及び就職面接会を、あじさい館にて初開催してございます。市内産業の活性化を図ることと学卒者の就職支援を目的としまして、ハローワーク土浦と土浦地区雇用対策協議会の協力を得まして行ったものでございます。

午前中の企業説明会は市内の大手企業を講師に、学生たちに社会人になるための考え方や心構え、質疑応答などを行ってございます。午後からは学生の雇用を希望する市内の企業と、ことしの春に卒業予定の大学生、短大生、専門学校を対象にしまして開催しまして、市内の企業に2月時点で4名内定したと伺ってございます。

今後も市内産業の活性化と雇用促進を図るため開催したいと考えます。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

さらなる努力と推進を期待しております。

私は以上で質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

以上で6番 小松崎 誠君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

再開は午後1時30分から再開をいたします。

休 憩 午後 0時02分

再 開 午後 1時29分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお市長から、午前中の一般質問における環境経済部長の答弁中に不適切な発言があったので取り消したいとの発言取り消し申出書が提出されております。

解説書によれば、執行機関側の不穏当な発言の取り消しについては会議規則で措置が定められておりませんが、取り消しを準ずる理由がないので、議員の発言取り消しに準じて取り扱って支

障がないと説明をされております。

この際、お諮りいたします。

本日、午前中の環境経済部長の本会議における発言について、会議規則第65条の規定に準じ、配付した発言取り消し申出書に記載した部分の発言取り消しの申し出を許可することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議がありますので、起立により採決をいたします。

市長からの発言の取り消し申し出を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、市長からの発言の取り消し申出書を許可することに決しました。

続いて発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

ご苦労さまです。

日本共産党の佐藤文雄でございます。

今、深刻なデフレ不況から、どう抜け出すかが国政の大きな問題の一つであります。昨年末の総選挙で復活した安倍政権は、無制限の金融緩和と公共事業のばらまきをカンフル剤にしてデフレ対策をやり、その上で消費税増税を実施しようとしております。しかし、無制限の金融緩和で物価上昇が起こっても、働く人の賃金が下がり続ければ、国民の暮らしはいよいよ苦しくなります。市場に幾らお金を供給しても、内需が冷え込んでいるもとでは投資に回らず、結局投機マネーとなって深刻な弊害をもたらします。

今、円高によって灯油、ガソリンは既に1割以上が値上がっていますが、その弊害が如実にあらわれているのではないのでしょうか。不況から抜け出す鍵は国民の所得をふやし、内需を活発にする政策に転換を図ることが必要であります。給料は上がらない、さらに賃下げやリストラが横行し、若者は正社員にもなれない。生活は苦しくなるばかりで、その上、増税が待ち構えている。これでは幾ら安倍政権がデフレ不況からの脱却や景気回復を叫んでも、暮らしがよくなるわけはありません。

日本共産党は何よりもまず消費税の増税を中止すること、政治の力でルールや制度を確立し、労働者への無法な首切りや非正規労働者への置きかえをやめ、賃金を引き上げることだと考えております。大企業にため込まれた260兆円の内部留保のごく一部を回すだけで、自分の企業の社員の給料を上げる、関連下請にまともな単価を保証することは可能であります。そのことが、ひいては企業利益にもつながり、まともな経済発展を図ることになります。国民の所得をふやし、内需を拡大する道を進めようではありませんか。

それでは、通告に従って一般質問を行います。

1、放射能から子どもと市民及び地域を守る総合対策について。

東日本大震災から2年を迎えようとしていますが、被災地ではいまだに約32万人の方々、苦しい避難生活を強いられています。今回の震災被害は未曾有であります、特に福島第一原発の水素爆発でまき散らされた放射能が、被害を一層深刻にしています。

福島県では今なお15万人余の方々、先の見えない避難生活を余儀なくされています。原発の事故は収束するどころか、放射能による被害は東日本を中心に全国に広がり、ホットスポットと呼ばれる放射線量の高い地域が各地に出現しております。農業、漁業、林業や観光業を初め、市民の生活やあらゆる産業、経済への深刻な打撃も続いています。

問1、放射線のきめ細かな測定と除染の取り組みについて伺います。

私はこれまで一般質問で、原発事故による放射能汚染によって、以前の環境から考えると私たちは少なくとも4倍から5倍の放射線を浴びている環境の中に住んでいる。一度降った放射能は消えることはない。今は主に雨によって低いところに流れ、土壌に濃縮して蓄積している状況となっており、大ざっぱな測定では汚染度が高い場所はわからないと指摘し、特に子どもの生活環境となる小中学校、保育所、幼稚園等については、地上高さ5センチにおける空間線量の測定を求め、必要であれば毎時0.23マイクロシーベルト以上を対象に除染を実施するよう要請をいたしました。

しかし市長は、当市の放射線量は十分に安全な数字だとして、各学校、各家庭で対応していただくのが市の考え方だと答えています。しかし放射線被曝は少量であっても、将来、発がんなどの健康被害が起きる可能性があります。放射線被曝の健康への影響は、これ以下なら安全という敷居値はなく、少なければ少ないほどよいというのが放射線防護の大原則であります。その観点から、放射線の感受性が高い子どもの健康を守るための取り組みを継続していくことが必要であります。

そのために私は、きめ細かに線量を測定していくことを求めてきたわけであり、そして、原発事故を起こした責任は東電と、それを推進してきた国にあり、放射能被害に対する対策費用や賠償などは東電と国が責任を持つべきだ。しかし、それを住民個人々に求めることは困難であり、そこに地方自治体の役割があると強調してきました。

前回、放射線のきめ細かな測定と除染の取り組みについて、総務部長はマイクロホットスポット対策を対策本部で検討させていただきたいと述べ、保健福祉部長は、これまでの決まった場所だけではなく、測定場所をふやすことを考えるとして、教育部長はマイクロホットスポットを中心に、これまで以上に細かく測定箇所をふやすなどを考えたいと答えました。その具体的な取り組み状況の報告を、まず求めます。

また、さくら保育所の例を挙げて、除染した土壌の保管方法について、ある程度遮蔽できる容器の確保を求めました。既に私が調べた容器についての情報を提供しましたが、その検討結果の報告を求めます。

学校・保育所給食の安全確保と農産物及び魚介類の検査体制についてお尋ねをします。

私は学校・保育所給食の安全確保について、毎日継続して摂取する食材から放射性物質を取り込まないために、5ベクレルを超える米、麦、牛乳などは給食に使用しないことを求めてきました。教育部長は24年度産米の精米検査では、10月のゲルマニウム半導体検出器による測定の結果、

放射性セシウムは検査機器の検出限界値のキロ当たり3.2ベクレル未満の不検出、小麦についても24年度産を測定した結果、同検出器の限界値のキロ当たり4.3ベクレル未満の不検出になっていると答弁いたしました。

しかし、牛乳については行っていないので、一度検査のほうをやってみたいと答えましたが、その検査結果はどうだったのか、また、昨年10月に米や麦を検査したとしていますが、これは継続して行っているのか伺います。

農産物及び魚介類の検査体制については、市独自の検査を行っているようであります。その市民の利用状況について報告を求めます。

東電の農畜産物及び水産物にかかわる損害と、市の対策費用の請求現況についてお尋ねします。東電福島原発事故から間もなく2年、東日本地方では出荷制限となった品目だけではなく、多くの農畜産物や水産物で価格下落による被害が出ています。しかし自動的に損害賠償されません。茨城の農民運動全国連合会では農家の共同で賠償請求を続けていますが、東電の対応が悪くなっているとの報告があります。また、原発事故による被害があっても申請していない人が多いといっています。

当市では、被害に遭った全ての生産者が賠償請求の申請を行っているのでしょうか。また、風評被害等で農水畜産物の販売力、いわゆる売り上げがどれだけ下がっているのか、震災前、事故前と比較したデータはあるのでしょうか。東電への賠償請求の現況と今後について、以上3点の答弁を求めます。

霞ヶ浦の放射能汚染対策についてお伺いをします。

私は前回、霞ヶ浦は漁業、農業も含め140万人が利用する、まさに命の水であり、かけがえのない水源です。この命の水、霞ヶ浦を放射能汚染から守らなければなりません。今必要なことは霞ヶ浦の放射能汚染の実態を正確に把握するために、一刻も早く測定をきちっと行うこと、そして民間、行政、研究機関、企業などが力を合わせて放射能汚染対策を講じることだといたしました。

市長は霞ヶ浦に流域河川を持っている市町村で構成された霞ヶ浦問題協議会——会長は中川土浦市長であります——協議会として県に要望書を出している、今後はこの協議会を活用して提案をしていきたい。民間団体や学者からの知恵をおかりしながら国や県に対して要望を出し、市として何をやっていけばよいのかを、なるべく早く詰めていきたいと述べました。その後、どのような取り組みを行っているのか伺います。

また、霞ヶ浦木原沖は阿見浄水場の取水口となっておりますが、市民団体が昨年9月5日に行った木原沖の底泥のセシウム含有率は1,327ベクレルでありました。県西水道の取水口となっている牛渡漁港付近の底泥の調査は行っているのでしょうか、伺います。

2、下土田の残土問題について。

下土田の残土事件から3年半が経過しました。いまだに残土は放置されたままの状態であり、本当に農地としての活用されるかが疑われます。現在でも、当市や近隣市町村でも不法な残土事件は後を絶ちません。このままでは茨城県は首都圏のごみ捨て場になる心配があります。

施工業者からいまだに完了届がなされていませんが、その後の刑事告発はどうなったのか、市農業委員会の現状認識について、農地としての法的手続はどのようになっているのか、以上2点

について答弁を求めます。

3、総合的な子育て支援策について。

小中学校の父母負担の軽減と学校給食の無料化について再度伺います。

小中学校の父母負担の軽減、特に給食費や通学費などの教育費を無償にしてほしいという願いは切実です。私は機会あるごとに取り上げておりますが、前議会で教育部長は、校長会や学校訪問の際を捉えて、なるべく少ない負担の中で教育効果を上げるよう、より一層配慮するよう指導していると答えましたが、学校給食の無料化については本市においても就学支援により、経済的に困難な保護者には支援を行っておりますが、それ以上の支援については厳しい財政状況において困難であるとの答弁でした。

そこで伺いますが、教育費の父母負担の軽減については具体化されたのでしょうか。給食の無料化は財政的困難だと言いますが、その総額は幾らになるのでしょうか。小中学校別での答弁を求めます。また、父母負担の実績についても報告を求めます。

就学援助制度の拡充についてお尋ねします。

就学援助制度とは、学校給食費や学用品、入学準備金、修学旅行費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費など、家計による経済的負担が厳しい家庭に学校教育法に基づき資金を支給するものです。当市では平成23年度の対象児童数は196人で、全体の5.32%であります。近隣市町村では低い数値となっておりますが、格差と貧困が広がる中、対象となる家庭への周知方法に問題があるのではないのでしょうか。担当部長の答弁を求めます。

保育所の最低基準の引き上げについてお尋ねをします。

これまで国が定めていた保育所の最低基準は法施行に伴い、地方の条例に委ねられることになりました。これまでの保育所の最低基準は1948年に定められて以来、抜本的な改善がされず、先進国の中でも最低の水準にあります。本来、子どもが育つ最低基準は国の責任で保障すべきであります。当市として条例化する場合は、これまでの職員配置や面積基準を引き上げるべきだと考えますが、市長の答弁を求めます。

4、国民健康保険を命と健康を守る制度についてお伺いいたします。

国保税減免取扱要綱、減免基準作成及び医療費の一部負担減免申請についてお伺いをいたします。

私は第2回定例会で土浦市の例を挙げ、国保税減免取扱要綱、減免基準作成を求めました。市民部長は、国保税の減免に関する規定につきましては既に整備済みとなっております。災害の被災者に対する減免制度に生活困窮者分を含めた規定となるように、来年度4月実施に向けて整備を進めておりますと答弁していますが、その後の進捗状態について報告を求めます。

医療費の一部負担減免申請については、広報紙やホームページにより周知徹底すると答えましたが、実施したのでしょうか。その後、市民からの減免申請はありましたか、お尋ねいたします。

国民健康保険証の未交付の解消について、その後の進捗状況についてお伺いをいたします。

国保証は命と健康を守るかなめです。その国保証が未交付状態では国民皆保険制度とは言えません。第4回定例会の答弁では53世帯が未交付でした。市民部長は実態調査等を行い、未交付解消に努めてまいりたいと述べましたが、53件の調査結果について交付ができなかった理由と、交付に至った事例の報告を求めます。

納税緩和措置についてお伺いします。

一昨年、国保税率の改定で、頭割りで課せられる均等割と世帯に課せられる平等割を引き上げたため、被保険者の40%を超える世帯が増税になりました。特に所得収入が少ない世帯は負担増であります。今でも国保税が高くて払えないとの声が上がっていますが、社会保険料は国保税と同様に、分納などができる納税緩和措置が法律で明記されております。これら納税緩和措置の適用を受けている世帯はありますか、答弁を求めます。

5、生活保護基準の引き下げについて。

安倍晋三政権は2013年度予算編成の焦点になっていた生活保護費について、3年連続で大幅に引き下げることを決めました。最低生活ラインである保護費の引き下げは、受給者の暮らしに直撃となるだけではなく最低賃金にも連動する、国民生活の各分野にも深刻な影響を及ぼす大問題であります。広範な国民から反対の声が上がっているにもかかわらず、引き下げを決めた安倍政権の暴挙は許されません。生活保護基準の引き下げはどのような部分に影響をもたらすか、その具体的項目と影響額についてお伺いをいたします。

また、この生活保護基準引き下げについて市長の見解をお伺いします。

6、安心・安全なまちづくり（防犯灯と生活道路）についてお伺いをいたします。

まず、防犯灯補助金の見直しと設置基準の策定について伺います。

当市は、防犯灯の設置は区が主体で行うこととしており、市は設置について1万円の補助しか出しておりません。電気料金については全額、市が負担しているとのことですが、電柱がある場合は2万5000円程度で設置できますが、電柱がない場合は柱を立てなければ設置できません。その場合の費用は6万円から7万円程度かかります。その費用は区が賄っているのが現状であります。

本来、防犯灯などは全額、市が負担することが当然ではないかと考えます。守谷市では防犯灯の設置等に関する要綱を作成し、費用は全額、市が負担しています。市長の答弁を求めます。

通学路の安全対策と生活道路の維持管理の強化についてお伺いをいたします。

文部科学省は昨年5月、登下校中の児童等の列に自動車が突っ込み、死傷者が発生する痛ましい事故が相次いでいるとして、学校の通学路の安全確保についてとする依頼通知を出し、全国規模で通学路の安全点検や安全確保を図る取り組みをしました。当市でも関係機関と共同して取り組んでいると思いますが、その概要の報告を求めます。

通学路は生活道路と関連していますが、市民からは歩道がない、あっても段差がひどく、車いすでの歩行が困難、また、道路の傷みがひどいなどの苦情が寄せられております。私は不要不急な道路建設などはやめ、維持管理の強化を求めてまいりました。その道路維持管理についてはデジタル化し、年次ごとに計画を立て、維持補修等を進めることを提案した経過がありますが、どこまで進んでいるのか伺います。

7、向原土地地区画整理組合事業についてお伺いをいたします。

まず第一に、保留地の販売状況と完売目標年度について伺います。

この事業は当初から組合施行と言いながら、市当局が事実上組合を仕切り、半ば強制的に推進してきたものであり、既に6億円以上の公金が投入されております。しかし保留地が完売しなければ、この事業は終わりません。保留地はどれだけ販売されたのですか。販売目標を来年度末ま

でとれているようですが、その見通しはあるのか伺います。

損失補償について、さらなる税金投入の可能性について及び、その額についてお伺いします。

市長はこの事業の損失補償として、最終的に市のさらなる税金の投入、負担もやむなしとの見解を示しておりますが、私はさらなる税金の投入は絶対反対の立場であります。市長は組合設立状況や公共性を考慮すると言いますが、既に6ヘクタールの土地に6億円もの公金が投入されています。なぜ保留地の販売がおこなわれていると考えていますか。さらなる税金の投入は一部地権者組合員への利益の供与となるのではありませんか。税金投入の可能性も含めて、その額も含め市長の答弁を求めます。

8、水道事業について。

茨城県は十分に水が余っているにもかかわらず、過大な水需要計画、いわゆる水のマスタープランですが、これを作成し、八ッ場ダムや霞ヶ浦導水事業などの水開発を国とともに推進しています。

一方、県から水の供給を受けている関係市町村は水道料金の値下げを求めています。県企業局は実施協定の変更が必要としています。

そこでお伺いします。

県の「いばらき水のマスタープラン」と実施協定について、茨城県は「水のマスタープラン」については1991年、1996年、2001年、2007年と4回改定してきました。この改定の大きな要因は県が人口予測を変更しなければならなかったからであります。1991年度、平成3年に当たりますが、このときに作成されたマスタープランの人口予測は2010年、平成22年には403万人としていました。現行のプランは人口予測を2020年度は297万人となっています。何とその差は106万人であります。その一方で県は水開発を続けてきたため、2009年度の実績でも約39万人分の水が余っています。これ以上の水開発は不要なのです。私は、県が水開発の根拠としているのは実施協定だとして、市長に見直しの変更を求めてきましたが、まともな答弁はありません。なぜ見直し変更ができないのかお答えください。

八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業などの水開発と、水道料金の関係についてお伺いをいたします。

県企業局は八ッ場ダム、霞ヶ浦導水事業などが完成すれば、維持費や減価償却費は飛躍的にかさむとして、水道料金の引き下げを拒んでおります。水道事務所長は、これらの事業が完成した場合の水道料金の試算はしていないと答えましたが、現在活用している地下水をやめた場合、どれだけ原価アップにつながるのでしょうか、答弁を求めます。

以上を第1回の質問といたします。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員の質問にお答えします。

1点目1番、放射線のきめ細かな測定と除染の取り組みについては総務部長、保健福祉部長、教育部長からの答弁とさせていただきます。

1点目2番、学校・保育所給食の安全確保と農畜産物及び魚介類の検査体制については教育部長、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

1点目3番、東電への農畜産物にかかわる損害と、市の対策費用の請求については環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

1点目4番、霞ヶ浦の放射能汚染対策のその後について問うの質問にお答えいたします。

本市を含む霞ヶ浦周辺21市町村が構成する霞ヶ浦問題協議会では、市民団体からの要望を受ける形で平成24年10月に、環境省及び県に対して霞ヶ浦流入河川及び湖内でのモニタリング調査の継続等を要望し、現在も霞ヶ浦流入56河川及び湖内8地点の水、汚泥のモニタリング調査は継続的に実施されております。

今後も調査は継続していく予定でございます。また平成24年11月の中央要望の際には、河川や森林等における実効性の高い除染技術の確立と、除染ガイドラインの改定を要望しております。

県西水道の取水口となっている牛渡漁港付近の汚泥の調査については、水道事務所長からの答弁とさせていただきます。

2点目1番、下土田の残土問題について、施工業者からの完了届と刑事告発については環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

2点目2番、市農業委員会の現状認識について、農地としての法的手続については農業委員会事務局長からの答弁とさせていただきます。

3点目1番、小中学校の父母負担の軽減と学校給食の無料化について、2番の就学援助制度については教育部長からの答弁とさせていただきます。

3点目3番、保育所の最低基準の引き上げについてのご質問にお答えします。

保育所の設備及び運営等の基準については、いわゆる地域主権推進一括法により児童福祉法が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた基準について、県条例によって定めることとなり、茨城県においては去る平成24年12月27日に、児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例が制定されたところです。

本市においては県の条例及び施行規則に準じた運用により、よりよい保育サービスの提供、待機児童の解消等に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

4点目の国民健康保険を命と健康を守る制度については、市民部長からの答弁とさせていただきます。

5点目2番、生活保護基準の引き下げについて市長の見解を問うのご質問にお答えします。

生活保護の受給者は平成24年11月時点で214万7000人を超え、7カ月連続で過去最多を更新しました。雇用の悪化や生活保護制度に対する認識の変化などから、被保護者は増加の一途をたどっておりますが、一般の低所得者より高くなっている部分の被保護者との生活費の均衡を図っていただきたいと思います。ただ、日本国憲法に基づいた生活保護法の目的である、国民に対する最低限度の生活保障の目的を怠るものであってはならないと思います。

5点目1番、生活保護基準の引き下げの影響については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

6点目1番、防犯灯の補助金の見直しと設置基準の策定について、ご質問にお答えいたします。

現在、市内の防犯灯につきましては、ご質問のように行政区に属さないものは市で設置し、行

政区内は各区において設置をお願いしているところでございます。

当市におきましては地域により住宅密集度や行政区形態が異なること、また通行量の違いなどから、行政区内の防犯灯設置に関しましては行政区の実情に合わせて設置することが、より公平で効果的となるものと判断しております。防犯灯の設置基準については、無制限に設置することも財政的に困難な状況でありますので、今後、市で設置している防犯灯の一定の基準設定について検討してまいります。

6点目2番、通学道路の安全対策と生活道路の維持管理の強化については、教育部長及び土木部長からの答弁とさせていただきます。

7点目2番、損失補償について税金投入の可能性及び、その額を問うの質問にお答えいたします。

組合資金計画の中で収入は保留地処分金、支出は金融機関借入れの返済金や解散に要する諸経費となり、不足分は組合員の賦課金が原則であることから、現時点での資金計画上は不足金が生じないため、債務負担行為における損失補償は考えておりません。

しかしながら組合解散時に要する諸経費を、組合員の賦課金等で全て補うことになった場合、組合員の負担が大きくなることから、組合設立の経緯や公共性を考慮し、組合員の負担軽減を図る必要が生じた場合は、市からの税金投入の可能性もあると考えております。

税金投入の額については、組合の負債が確定しなければ算出できませんので、現時点では未確定であります。少しでも組合員の負担軽減が図れますよう保留地の早期完売を目指し、事務局として技術的及び経営支援等を続けてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

なお、向原土地区画整理事業計画の中で、資金計画による収入額であります。その他により1億7679万2000円が賦課金等として計上されております。この賦課金が組合の負債と捉えることも可能であります。今後は早期解散に向けた販売方針により、一括譲渡等を視野に入れた保留地価格の値下げを行う場合もありますので、販売実績によって賦課金の変動も想定されます。

7点目1番、向原土地区画整理事業保留地の販売状況と見通しと完売目標年度については、土木部長の答弁とさせていただきます。

8点目の水道事業については水道事務所長からの答弁とさせていただきます。

実施協定の見直しにつきましては、見直ししてくれるように県の企業局に申し入れして、現在話し合い中でございます。なかなか県の企業局としても見直しを素直に認められる状況にはないようであります。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

○総務部長（小貫成一君）

佐藤議員の1点目1番、放射線のきめ細かな測定と除染の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり、市内の公共施設等につきましては定期的に空間放射線量を測定し、公表しているところであり、マイクロスポットの存在も十分認識しております。マイクロホットスポットが確認された場合は市の除染基準に基づき除染を行い、放射線量の低減に努めているところでござ

ざいます。市内全域のマイクロホットスポットを市で確認することは、現状では大変困難なことと考えておりますが、各家庭ではマイクロホットスポットを確認いただくことが重要であることから、放射線測定器の無料貸し出しを実施しているところであり、本制度を十分活用していただき、適宜除染をお願いしているところでもあります。

次に、各施設において除染した土壌につきましては、それぞれの施設の状況に応じて放射線量に留意しながら保管しております。施設によっては埋設できず、地上で保管しているところもありますが、土のう袋やブルーシート等を活用し、接触や飛散防止を図っているところでもあります。

保管容器につきましては、放射線の遮蔽能力などにより、さまざまな種類がありますので、土壌の発生量、保管期間、経費、必要性を含め、総合的な観点から今後、検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

[保健福祉部長 鈴木 弘君登壇]

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

まず、佐藤議員からの質問の中で、放射能汚染から子どもと市民を守る総合対策についての中で、その後の具体的な取り組み状況についてお答えします。

現在の保育所における放射線量測定については、定期的な測定は5カ所のポイントを定めて行っております。それに加えて児童が屋外で活動する際に活動するポイント、例えば花壇に集まる場合には、その花壇周辺の事前測定を行っているという状況であります。

続きまして5点目1番、生活保護基準の引き下げはどのような部分に影響をもたらすか、その具体的項目と影響額についてお答えいたします。

本市の生活保護の状況は本年1月現在で世帯数が223世帯、人員が268人です。昨年3月と比較しますと世帯数で12世帯、約5.7%の増、人員で9人、約3.5%増となっております。ご質問の生活保護基準の引き下げについては、新聞、テレビ等でたびたび報道されておりますが、引き下げ開始予定が本年8月とのことから、現時点において厚生労働省及び茨城県からの資料の提供がない状況であります。

ご存じのように、生活扶助費の基準額が地域によっても異なりますので、地域ごとの基準額等が示されていないことから、本市における影響額については算出ができない状況にあります。

ご質問にありましたが、現在報道されている情報によりますと、影響を受ける項目と影響額を算出いたしますと、影響を受ける項目は期末一時扶助金を含む生活扶助費であります。影響額は平成25年度から3年間で7.3%を減額すると報道されておりますので、当市の平成23年度の生活扶助費が1億3085万5000円でありますので、影響額は955万2000円となります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 小松崎延明君。

[教育部長 小松崎延明君登壇]

○教育部長（小松崎延明君）

佐藤議員の1点目1番、放射線のきめ細かな測定と除染の取り組みについてお答えをいたします。

各学校では冬休み期間中に、これまで測定した箇所に加えまして雨どいの雨落ちや水たまりとなる場所などを追加しまして、また測定位置をこれまで50センチ、1メートルほどでございましたが、1センチを追加しまして測定するとともに、除染を実施しているところでございます。

その結果、これまで426カ所だったところ、511カ所で測定が行われ、0.23マイクロシーベルトを超えた23カ所については除染——千代田中の3カ所でございます——及び立入禁止措置、5つの小学校、20カ所でございますが、その措置をとっているところでございます。

また、測定と除染の結果につきましては各学校ごとの測定値マップを作成したり、また学校だよりなどで情報を提供しているところでございます。

次に1点目2番、学校給食の安全確保についてお答えをいたします。

給食に含まれる放射性物質の量については、学校給食では1日当たり3検体、3つの学校分の調理場で調理した給食1食分を測定し、各学校週1回の頻度で実施して安全性の確認をするとともに、市ホームページで公表しているところでございます。

これまでのところ、全て不検出になっておりますが、児童・生徒、保護者の皆さんに安心していただけるよう、引き続き測定を行っていきたいと考えております。

また、牛乳におけるゲルマニウム半導体検出器の測定につきましては、製品での測定は行っておりませんが、茨城県畜産課において毎週火曜日、県内3カ所にございますクーラーステーションで原乳の検査をゲルマニウム半導体検出器で実施をし、公表されているところでございます。

ことし1月の摂取分の放射性ヨウ素、セシウム134と137の合算値は高くても検査機器の検出限界値の1キロ当たり3.06ベクレル未満で、不検出になっているところでございます。

当市の給食に納品される牛乳においても検査が実施されている原乳を使用し、製品にされているところでございます。

米、小麦の検査については茨城県学校給食会における収穫時の検査となっており、今後も米、小麦については学校給食会において収穫時の検査を実施していくこととなります。

3点目1番、小中学校の父母負担の軽減と学校給食の無料化について再度問うのご質問にお答えをいたします。

各学校においては子供たちの活動の充実や学習内容の習熟、定着を深めるため、給食費を初め遠足や宿泊学習、修学旅行の積み立て、学年学級費、PTA会費などを保護者の方に学年学級懇談会等で提案をし、ご理解の上負担をいただいております。

この点について、平成24年第2回の定例会におきましてご指摘をいただいたところでございますが、各学校に保護者の負担軽減を図るよう、教育長が各学校等に対して指示したところでございますが、各学校に徴収金の内容を再度検討し、軽減を図るよう引き続き指導してまいりたいと考えております。

学校給食の無料化とのご提案に関しましては、以前にもご質問をいただいておりますが、学校給食の運営にかかわる費用は学校給食法第11条の規定により施設、設備、運営にかかわる費用は設置者が、これ以外を保護者が負担するとされており、学校の設置者と保護者の両者の密接な協力により、学校給食が円滑に実施されることを期待しているものと解されております。

一部の地方公共団体で無償にしている実態について文部科学省では、給食の無料化は地域の実情に応じて設置者が判断すべきとして、無償化を禁止するものではないとの考えを示しておりますが、当市におきましても、これまでもお答えしましたように、厳しい財政状況のもとにおいて困難であると考えております。

お尋ねのありました保護者の負担する給食費の総額は年額で約1億6400万円、小学校が約1億400万円、中学校が約5900万円となります。

また学校徴収金につきましては各学校、各学年によって金額が異なりますが、平成24年度におきましては小学校では5万3000円程度から9万7000円ほど、中学校では6万5000円から16万円ほど開きがございます。この負担をいただいているところがございます。

3点目2番、就学支援制度の拡充についてのご質問にお答えいたします。

市で実施する就学支援制度については、準要保護児童生徒就学援助制度がございます。平成25年度から要保護児童生徒就学援助制度に準じて見直しを行い、クラブ活動、生徒会費、PTA会費についても対応してまいりたいと思っております。

なお、ご指摘のありました周知方法については、これまで学校から保護者へ案内してまいりましたけれども、ホームページへの掲載についても検討したいと考えております。

6点目2番、通学道路の安全対策についてのご質問にお答えをいたします。

本市においては8月に土浦警察署、土浦土木事務所、国土交通省常陸河川国道事務所にも参加をいただき、市内小学校13校から報告のあった116カ所の危険箇所のうち、33カ所について緊急合同点検を実施しております。点検の結果を踏まえ、それぞれの危険箇所が抱える課題について、各機関がその担当分野に応じて解決策を検討していくこととなっており、順次対策が講じられていくこととなります。

残る133カ所については市道にかかる課題であることから、内部で確認をし、通学路の変更、ボランティアによる立ち番、保護者等による立哨指導、児童への指導強化により対応することとしております。

今後とも児童・生徒の登下校にかかる安全対策については、関係機関の協力を仰ぐとともに、児童・生徒への安全教育を継続し、安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

[環境経済部長 藤崎宏明君登壇]

○環境経済部長（藤崎宏明君）

佐藤議員の1点目2番の中で、市の農作物等の放射性物質検査における、その市民利用状況についてでございますが、こちらにつきましては平成24年3月から学校や保育所の給食の検査と並行しまして、基本的に一般の方——生産者でございますが——からの持ち込みという形で検査を実施してございます。これまで開始から本年2月末まで約300件実施しており、主なものとしましては野菜や果樹などを含む農産物がほとんどでございますが、水産物や加工品などの検査も実施しております。

ご案内のとおり、市で初めて機械を導入した当初は検査依頼の数も多くありまして、体制が追

いついていない時期もありましたが、その後、機器の増台と検査体制の充実を図ったことで、安定的に依頼に対応できるようになっております。

また、現在は原発事故から丸2年近く経過したこと、さらには多くの作物の収穫時期ではないことなどから、依頼はほとんどない状況にあります。しかしながら、今後も作物の収穫が集中する時期などには検査依頼がふえると思われまますので、地元産品の安全性確保をPRしながら、引き続き産地としての風評被害の払拭に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に1点目3番、東電への農産物及び水産物にかかわる損害と市の対策費用の請求状況を問うの、当市では被害に遭った全ての生産者が賠償請求の申請を行っているかという質問についてですが、現状をご説明させていただきますと、市協議会を含む各種団体が生産者の窓口となりまして請求しているケースにおいては、それぞれ東京電力と協議の上、請求方法を統一化するなどして、より簡易な手法で、より多くの生産者に早期の請求、早期の支払いをしてもらうような手続を進めているところでございます。

そのため、販売目的での耕作でない方や、品目ごとに国内の価格相場に照らしまして、風評被害等を考えるような下落が見られない作物については、請求対象から外れてしまうところがあります。

なお、個人等が東電に直接請求する場合は、生産者個別の背景や状況に応じまして、団体等を通じて請求するケースの枠にとらわれない内容も見積もられる場合はあるようでございます。生産者の皆様においては、個別に生産形態や経営形態が千差万別と思っておりますので、必ずしも団体等を通じての統一的請求に合致するケースばかりではないと考えるところでございます。

次に、風評被害等で農畜水産物の販売力、売り上げがどれだけ下がったかについて、農畜水産物等につきましては、例えば農協さんだけではなく、それぞれ関係する各種団体等がそれぞれ集荷並びに出荷販売等を行っているため、なかなか市の産品全ての状況を把握することは困難なところですが、これまでの各関係機関が既に行っている損害賠償請求の数字に関しまして、引き続き情報収集をしております。

あくまで概算、おおむね平成24年4月から6月ころまでに請求のあったものですが、平成23年度に対する請求としましては、農作物関係では市協議会を通しての請求が約2億1000万円、また農協経由の請求として、これは土浦市生産者分も含まれますが、JA土浦全体となりますが約7億2800万円、畜産関係は約2億600万円、水産関係は約2億2000万円という状況になっております。

また、平成24年度に対する請求としては、こちらも2月末に確認のとれた概算でございしますが、農作物関係として市協議会や農協を経由しての請求はほとんどなく、畜産関係は約5900万円、ほとんどが肉用牛でございします。水産関係は約4300万円という状況です。これはあくまでも市で把握している関係機関、団体等に確認のとれたものの集計のため、個人等で東電に直接損害賠償請求されている方の分は含んでおりません。

なお、震災事故前と比較したデータはあるかに関してですが、その把握は困難な状況であります。

また、東電への賠償請求の現況と今後についてに関して、現況については先ほどご説明した内容のとおりとなりますが、今後も各関係機関で進めている損害賠償請求も含めまして、情報収集

に努め、そうした団体が県などとも連携しながら対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

次に2点目1番、下土田の残土問題について、施工業者からいまだに完了届がない、その後の刑事告発はどうなったかの質問にお答え申し上げます。

土浦警察署生活安全課の指導によりまして、施工業者の実質的な代表者である会長へ排水路施設の設置、のり面の張り芝工事の実施、土量・土壌報告書の提出を求める内容の催告書を直接手渡しておりますが、施工業者及び会長とも破産状態にありまして、現場整備の資金を出資するのは難しい状況にあります。そのため現場地権者から、隣地の地権者に迷惑をかけたくないので、みずから費用を負担しまして排水路の整備をしたいという申し出がありました。実際に10月9日に排水路の整備の完了を確認してございます。

そのような状況の中、施工業者からの完了届については現在も提出されておられません。この状況を24年、昨年10月29日に土浦警察署生活安全課に報告しまして、告発について協議をしたところ、排水路施設の設置が最大の告発要件となっており、それが改善された現状では、その他の要件では不起訴となる見込みであり、かつ、そもそもの告発の目的は業者を処分することではなく、現場の状況を改善することであるとの指導を受け、告発については見送ることといたしました。ご理解のほど、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 貝塚成人君。

[水道事務所長 貝塚成人君登壇]

○水道事務所長（貝塚成人君）

佐藤議員1点目4番、県西水道の取水口となっている牛渡漁港付近の底泥の調査は行っているのでしょうかとの質問にお答えいたします。

調査について、独立行政法人水資源機構霞ヶ浦用水管理所にお伺いしましたけれども、底泥の放射能調査は実施していないとの回答でございました。

次に8点目2番、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業などの水開発事業と水道料金の関係についてのご質問、現在使用している地下水をやめた場合で、どれだけの原価アップにつながるかのご質問にお答えいたします。

平成23年度の月最大排水量から契約水量を5,130立方メートルとし、使用水量を年間総排水量で試算いたしますと、給水原価は平成23年度決算より約50円高くなり、また費用は1億8800万円の増となります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

農業委員会事務局長 塚本 茂君。

[農業委員会事務局長 塚本 茂君登壇]

○農業委員会事務局長（塚本 茂君）

佐藤議員の2点目2番、市農業委員会の現状認識について、農地としての法的手続はどのようになっているのかのご質問にお答えします。

下土田の残土問題に関しましては再三にわたり、県の担当者とともに事業施工者代表宅に直接訪問しておりますが、会えていないのが現状でございます。

また地権者に対しましても、口頭により早急に農地としての活用をできるように現地にて指導をしているところでございます。また、現在のところ2月末より覆土を搬入し、クリ苗を植える計画で開始している状況でございます。

また、農地としての法的手続でございますが、農地法第51条の違反転用に該当すると思われま。事業者並びに地権者に対して知事名にて是正勧告書を送付しており、今後も早急に解決できるよう検討、協議しながら地権者へ指導してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

○市民部長（根本光男君）

4点目1番の国保税減免取扱要綱減免基準作成及び医療費の一部負担金減免申請についてお答えいたします。

国保税につきましては、国民健康保険税条例第30条第1項の規定によりまして減額、または免除することができることとなっておりますが、この減免規定を運用するためには取り扱いの基準を定めることが必要となります。

災害等で被災された方に対しましては、平成23年6月に減免取扱要綱を策定し、対応しておりますが、疾病や事業不振、失業などによる生活困窮者に対する減免基準は現在作成中であり、平成25年度から適用する予定であります。

生活困窮者に対する減免基準の内容につきましては、昨年6月定例会で土浦市の例を申し上げましたが、ほぼ同様の内容を予定しているところでございます。

また、医療費の一部負担金の減免申請につきましては、電話等での問い合わせはありましたが、申請に至ったケースはございませんでした。

該当者にはこの制度を活用できるよう、市のホームページに掲載し、周知しているところでございますが、保険証の送付時にも案内文を同封するとともに、広報紙へも減免基準とあわせまして4月号に掲載することにより、周知してまいりたいと考えております。

4点目2番の国保証の未交付状況の解消の関係についてお答えいたします。

被保険者証の未交付件数につきましては、昨年12月定例会で53件とお答えしておりますが、その後の実態調査を続けた結果、職権消除手続者が24件、社会保険加入者が1件、その他喪失等が7件と、交付の必要のない方が32件含まれておりましたので、現在では21件が未交付となっている状況でございます。未交付者の中には無断転居や、アパート等の表示が不明瞭で居住の実態が把握しにくい点などが考えられますが、引き続き未交付の解消に努めてまいりたいと思います。

次に、4点目3番の納税緩和措置につきましてお答えいたします。

地方税法等に規定されております納税緩和措置の徴収猶予、換価の猶予、滞納処分の停止は国民健康保険税におきましても同様に法令等を準用しますので、適用することとなります。

納税緩和措置の適用を受けている世帯ということでございますが、徴収猶予や換価の猶予はありませんが、滞納処分の停止として執行を停止しておりますのが、延べ件数で1,875件でございます。なお、納税が困難なため分納により対応している方は、延べ件数で198件という状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

○土木部長（山本恵美君）

佐藤議員さんのご質問6点目2番、通学道路の安全対策と生活道路の維持管理の強化についてのうち、道路整備課にかかわる生活道路の維持管理の強化についてお答えいたします。

利用者が安全に通行できる道路環境を確保するため、職員による定期的なパトロールや市民からの連絡等により、破損している箇所を速やかに発見し、職員による直営で修繕可能な箇所は職員が、職員では困難な場所につきましては業者に依頼し、修繕しております。

また、道路維持管理において地域要望の実態や実施状況を即時に把握できるよう、現在茨城県域統合型GISポータルシステムを活用し、イントラネット上で閲覧できるよう作業に着手しているところでございます。

なお、現状等を十分に把握し、内容等をデータ化するものでありますが、活用に当たっては、ご指摘のように年次計画、予算の算定等に生かせるよう、課題としてデータ内容の充実を図ってまいります。

続きまして7点目1番の保留地の販売状況と見通し、完売目標年度についてのご質問にお答えをいたします。

販売状況であります。平成23年度までに保留地55区画中35区画を販売し、24年度は現在まで5区画の販売でございます。残る販売区画は15区画となります。

販売実績であります。40区画の販売総額が3億7221万5135円、販売面積が9,719.72平方メートル、2,940.02坪であり、坪単価の平均が約12万6000円となります。

残る保留地につきましては15区画で、販売面積は3,842.85平方メートルであり、また販売価格の総額として1億2360万円でございます。

もう1点の完売目標年度であります。平成24年度中の販売を完了すべく、個別販売以外の販売方法を含め、販売促進に努めている状況でございます。組合の総会や自治会でも早期に解散したいとの意見も多くあること、先ほど市長答弁にもありましたとおり、市長より早期完売と25年度による組合の清算及び解散等の指示を受けております。その点を踏まえ、不動産会社等への一括販売を視野に入れながら、向原土地区画整理組合との協議を進めておりますので、ご理解を賜ります。

以上でございます。

[佐藤議員「答弁もれ。向原のほうは、なぜ保留地の販売がおくれているかということについて市長の答弁が入っていない。なぜ保留地の販売がおくれているか考えていますか」と呼ぶ]

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

○総務部長（小貫成一君）

佐藤議員のご質問の中で、市の東電への放射能対策費用の請求の現況についてご説明をいたします。

第1回目の請求を平成24年3月9日に請求をしております。請求金額が1578万9910円でございます。これにつきましては平成24年1月31日現在で支出済みの経費で、人件費は含まれておりません。

主な請求費用でございますが、1578万9910円のうち、放射能の測定器が約500万、さらには下水道課の公共下水道並びに農業集落排水で入れかえ作業、濃度測定、消耗品等にかかった経費が約990万等ございます。その中で受領した金額でございますが、下水道特定環境保全公共下水道事業田伏浄化センター分の請求金額115万1766円のうち、受領した金額が107万6166円でございます。これは平成24年5月31日に受領をしております。

さらには農業集落排水事業全8処理場分でございますが、請求金額874万9230円の支出に対しまして、747万2955円を受領しております。

平成24年6月25日受領分でございます。請求金額に対する受領した金額は854万9121円となっております。

さらには第2回に請求をした日にちが平成24年10月26日でございます。請求金額が373万7656円でございます。平成24年2月1日から平成24年9月30日まで支出済みの経費で、人件費は含んでおりません。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

なぜ売れないかということではありますが、要は高いからであります。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩といたします。

休 憩 午後 2時44分

再 開 午後 2時52分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

放射能の問題、子どもと市民を守る対策について、非常に教育委員会のほうとしては、かなりきめ細かくやったということが報告されました。それとあわせて図式化して、これはつくばの並木中学校のものなんです。ホームページから取り出したんです。こちらのほうは竹園保育園で

すね。そういう点ではぜひ、これをホームページでできるように周知を徹底してもらいたい。それとあわせて保健福祉部長、5カ所はかって、あと適当にやりましょうなんていうものじゃないんですよね。子どもは小さければ小さいほど大変なわけなんですよ。この学校教育課のほうの取り組みに学ぶべきだと思います。どうですか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

はい、申しわけございません。保育所のほうとしましては屋内と屋外ということで、屋外の部分中心ということで考えての今の測定場所ということでしたが、今、ほかのところを見ましても屋外以外のところも、こちらのほうにもありますように、子どもの行かない場所も含めて検討させていただきます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

もう何回も検討を言っているわけですよ。それで細かいところまでやりますよと言って、やっていないから言っているんですよ。小さい子どもだからこそ、このことが大事だということと、遮蔽の容器については、きちっと協議をしたのかということなんですよ。あのままのさくら保育所の状況では問題ですよ。だから早急な容器の対策もとりなさいというふうに言ったわけです。これは市長は、そういう容器があればいいよというふうに言っているわけですから、その点についての予算化はすべきなんです。それは東電に請求すればいいわけでしょう。このことは考えていないんですか。

あともう一つ、ホームページの問題については学校教育課のほうについて再度お尋ねしたいと思います。今、3カ所の答弁を求めます。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

佐藤議員のほうから容器については資料提供がございました。ただ、今の除去後の土砂等の保管方法につきましては地中に埋める方法、さらには山積みにする方法、3番目に、埋めたり山積みする方法が不可能な場合には容器に入れて保管するというふうに除染マニュアルになっております。

さくら保育所の保管方法は階段下に保管してあって、子どもが立ち入ることができないようにロープが張ってあると思います。今の状態であれば容器に入れなくても、その方法で十分に対応できるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

今、こちらに佐藤議員さんの示されました図面で、測定場所のほうを表示したものでござい

すが、保育所のほうにつきましても、ホームページのほうに公表したのは測定結果だけでございます。その中でどういう場所を測定しているかということにつきまして、これにつきましては保育所だけなのか、それともほかの公共施設も含めてやるのか、そこら辺について市のほうの中で検討していきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

測定値マップにつきましてはホームページで掲載するよう検討をさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

茨城県が去年の8月に発表しました県政世論調査で、震災後の環境について放射能汚染に関する正確な情報提供をというのが4割を超えているんですね。特に男性の20代で6割を超えているということなんです。ですから正確な情報をいかに提供するか、このことが今、求められているということを言いたいと思います。

それと、これは総務部長にも私、連絡を面談して話ししましたが、モニタリング調査の件なんです。積算線量計、ガラスバッジだとかそういうものに用いた年間積算量について、モニタリング調査を実施することということをお話ししたと思うんです。茨城新聞の10月28日付の時論、放射線被曝対策というものをお示ししまして、これは産業技術総合研究所の特別顧問なんです、小野 晃さんという方なんですけれども、つくばでも実際に実施をしているそうですけれども、非常に携帯な積算線量計をガラスバッジと一緒に持って、それで実際に自分がどれだけ外部被曝を浴びているか、こういうモニタリング調査をやった、こういうことも検討するべきだというふうに言いましたけれども、どうですか。検討しましたか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

ちょっと佐藤議員のほうに、そのようなお話を聞いた記憶というか、その辺が定かでございますので大変申しわけありません。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

会ったときには真剣になって対応してくださいよ。ちゃんとこういう茨城新聞の10月28日号を示してお話ししたんですよ。

実はつくばのほうでは結構、科学者の方がいらっしやいまして、実際にドイツ製の積算線量計を持ってまして、その積算線量計で実際にどういうふうに被曝しているか、それを年間積算量にすると、どのくらいになるかというものを実際にやっているんですね。

そうしましたら、荃崎のところが高見原というところがあるんですね。名前が高見原なんですけれども放射線も高いんですよ。そうしましたら、ここの方が1日の行動をちゃんとやりましてグラフ化してあります。そうしましたら、年間推定積算量が1ミリシーベルトを超えたと。外で畑で余り活動できないという状況がわかったんですね。

私も実際にこの方から積算線量計をちょっと2日ほど借りまして、実際に私、やってみたんですね、霞ヶ浦庁舎もうろうろしながら。そうしましたら私の場合は0.89ミリシーベルト、1ミリシーベルトにはならなかったんです。でも、結構高いんですよ。そういう意味では非常に、こういうモニタリング調査なんかもすべきだと。これはつくば市なんかはちゃんとやっていますので、この点をぜひ検討してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

佐藤議員さんの今のお話、手元に資料がございました。大変失礼をいたしました。茨城新聞10月28日号でガラスバッジ等の資料はいただいております。大変失礼をいたしました。

その実施をするかどうかについては対策本部等での協議を経てからではないと、ここで実施する、実施しないの返答はちょっとできませんので、対策本部等で検討をし、必要であれば、その調査を検討したいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

市長はどうですか、今の話。

その前にちょっと私、わざわざつくったパネルがありますので、ちょっと市長のほうにもパネル、カラーのものをお渡ししていると思いますが、カラーのものをお渡ししていますか。これは群馬大学の早川由紀夫さんという教授なんですけれども、放射線がどのように流れて、そしてどのぐらいの放射線が漏れて放射能の広がりがあるかというのを指し示したものなんですよ。そうしますと、この色で示されておりますが、私たちのところは土浦、阿見、これは石岡、こうありますけれども、色を見ますと0.25マイクロシーベルトから0.5マイクロシーベルト以下になっているんですね。こういうふうに放射能が広がったと。

これは文部科学省が9月12日にやったものです。一昨年ですね。これも見ますと放射線等分布マップ、航空モニタリング調査なんですけれども、ここにかすみがうら市とありまして、ちょうど私たち、稲吉東のほうに住んでいますが、この地区から戸崎や加茂、そして田村、こういうところが0.2から0.5マイクロシーベルトだということがはっきりしているんですよ。

こういう事実があるわけなんですね。こういう図を見ても市長は、当市は放射線量は低いというふうに考えていますか。今の産総研の問題も含めてご答弁をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

たしか9月議会か12月だったと思うんですが、12月議会で下稲吉地区の、今その図で示したところ、文科省の発表を受けて総務課のほうで細かく調査をしてみました。それを答弁したと思うんですが、数字も提示したと思うんですが、たしか文科省の測定によると0.3とか、そういう数字になっていたんですが、実際に細かく測定してみたところ、そういう事実はなかったという答弁をしたと思います。その数字は後でまた必要であれば提示させていただきますが、その文科省の今提示したものは追跡調査してありますので、現地に行ってはかったものですから間違いないと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

答弁に答えていないんですよ。だから何だというんですか。放射線量が低いというふうに思っているんですかと言っているんですよ。私はもう去年の2月7日に放射線量を、東小学校付近をはかって高かったんですよ、実際にはかって。その後、11月27日にはかいたら、確かに低くなっているんですよ。それは言ったじゃないですか。放射能は消えてなくなれないけれども、雨によったり風に乗ったりして低いところに集中して凝縮され、濃縮されているんだよと。そういうところのマイクロホットスポットは高いんですよという話をしたじゃないですか。

ですから、そういう形から言ったら1回こういうふうに、全国的にも文科省のデータでも3月15日に降った放射能が、こういう値を航空モニタリングでもきちっと明らかになっているという事実を認識するべきだと言っているんですよ。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時08分

再 開 午後 3時12分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、データが出てきましたので、ちょっと見てみますけれども、いわゆる文科省が今、佐藤さんが示した図面でこの辺が高いと言われた地域です。実際にこれは文科省は航空機でやったものです。それを高いということをうちの総務課で察知しまして、じゃ、現場をはかってみようということで、こういう細かくはかったわけです。それが10月15日から17日にかけて、約27カ所をはかっています。一番高いところでも0.195です。一番低いところでは0.106ですね。

[佐藤議員「それはいつですか」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

10月、去年です。24年の。だから文科省のデータが出たので、これはやばいということで調査したら、こういうことです。これは多分答弁したと思う、していなかったですか。

[佐藤議員「していない、していない」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

じゃ、改めてこの資料をお示しいたします。後で資料で出させます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私が示したのは放射能物質が飛び散って、その年の2011年8月か9月のデータですよ。だから、そういう意味で私が言ったんです。つまり、一旦こういう形で放射能が大きく拡散して広がった、そこに私たちの地域があったという事実を言ったんですよ。ですから放射線量は低い、低いじゃなくて、敷居値はないんだよと、これ以上安全だという、敷居値はないんだよということを確認していますかということなんです、市長。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今言ったのは10月15日から17日にかけて測定したわけですが、それは要するに2011年の拡散した後モニタリングをやりましたね、文科省が何回かやっています。最近、文科省がやったうちの最新のものが高かったんです、実は。多分それじゃないですか、9月というのは。違うんですか、9月、だから多分9月末だったと思うんです。

[佐藤議員「2011年のやつ」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

じゃ、2012年9月か10月に高いものが出たんです。それをやばいというので調査させたんです。そうしたら大丈夫だということなので、その文科省のモニタリングは事実と違うという確信を、私は持ったわけです。高いとか低いとかというのは、これは佐藤さんがおっしゃるとおりにゼロ、ゼロということはないんですが、今高いとか低いとかと言っているのは、私はあくまでも0.23、要するに年間被曝量が、標準的な生活をしている場合に1ミリシーベルトを下回るよという数字に対して相対的に低いとか、あるいは釜崎は高いとか、つくばが高い、牛久が高いとかという、そういう表現方法をとっています。

だから、ゼロが一番低いのはもちろんであります、ゼロというのはあり得ないわけですから、あくまでも相対的に0.23に比べて高いとか低いとかという話で言っていますので、低いから無限に低いということではないわけです。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことの認識だというふうに理解をします。

ただ、これは実をいうと原発事故子ども・被災者支援法というものが、昨年の6月に国会で議員立法で超党派で、これが可決されたんですよ。それに基づいて茨城県も、それから市町村会もこの支援法をきっちりと実行してくださいという話を、これは要請しているんですね。これが大事なんです。そのときの、あくまでもデータというのは2011年の放射能を浴びて9月時点の実態、これに基づいて指定をしてもらって、子ども・被災者支援法をきっちりと適用してください

というふうに言っているんですよ。私はここが肝心なんですよ。つまり国の支援を受けて、きちんと安全対策を、放射能対策をするべきだというのが私の言いたいことなんです。

実際に今、県に望む食の安全対策というのが、放射能汚染に対する検査及び規制の強化が4割を超えているんですね、県政調査。やっぱりそういうことからいうと、食の安全も非常に大事だと。今、牛乳をゲルマニウム半導体で1回やってくれと言ったけれども、やらないで原乳が県でやっているよ、それが使われているんだと言っても、実際にはかってみてくださいよ。これが問題なんです。実はこれ、茨城のコープネットというチラシなんですけれども、コープネットでは放射性物質の自主検査をきちんとやっているんですね。ゲルマニウム半導体なんかを使って。そして検出限界5ベクレルを上回らないようにするという取り組みをやっているということなんです。こういうものが大事なんですよ。

なぜ大事かという私、この前、学習会に行ってきました。北海道がんセンターの院長である西尾正道さんという方が講演をやってくれたんですけども、内部被曝の危険から子どもを守る必要があると。特にチェルノブイリの事故後に輸入食品に対して、日本政府は370ベクレル・パー・キログラムに規制したんですって。チェルノブイリの事故のときですよ。

ところが、実際に暫定の基準値を決めましたよね。暫定の基準値は肉や野菜、魚は500ベクレル、飲料水は200ベクレルということですよ。そして原発からの排水基準は90ベクレルなんですって。ということは、いわゆるチェルノブイリの事故以降のときに日本政府が370にしたのに、原発から排出される排水の2倍以上の放射性物質を含んだ水を飲料水としていいんだよということをやっていたということ指摘したんですよ。

12年4月から新しい基準に下がりましたがけれども、米などは10月から実施されて、実際に新基準は皆さんご存じのような中身ですけども、例えば基準値ぎりぎりの牛乳を毎日200ミリリットル飲めば、毎日10ベクレルのセシウムを摂取することになるというんですよ。セシウムというのは137ですけども、まず95%がベータ崩壊して、ベータ線を出してバリウム137に変わるんですって。さらにガンマ線を崩壊してガンマ線を出して安定なバリウム137に変わるんですって。

ということは、尿で検査して1ベクレル出たよという放射性が検出された場合は、実際に体内で2回被曝することになるんですって。2倍なんですって。だから内部被曝というのは大変なんだと。これがチェルノブイリの被害が大きい1つと考えられるというふうに言っているんですね。だから放射線の健康被害はまだまだ不明なことが多いが、内部被曝線量の測定も含めて実測値で議論する検査体制の構築が今、日本では必要だというふうに言っているんですよ。

ですから、給食の安全というのが大事だということなんです。どうですか、市長。あと教育長。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、私は国の基準にのっとってお話をさせていただきますが、ご案内のように、今は飲料水はたしか10ベクレル、また普通の食品については100ベクレルということが国の基準であります。ただ、実際に市場で流通させるものについては自主検査ということで、普通の食品については50ベクレル、飲料水等については10ベクレル、ミルクも多分10ベクレルだと思うんですが、それ以

上のものは基本的に市場……。

[佐藤議員「牛乳は50ベクレル」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

じゃ、50以下は安全ということになっていますから、その基準であくまでも私たちは食べたり、あるいは売ったりしているわけですね。それがだめということになると根底から崩れますので、議論にならないと思うんです。

チェルノブイリの話が出ましたけれども、特に子どもについては、日本ではこの前の被曝によって子どもたちから当時、恐らく推定で30ミリシーベルトの、30から40ぐらいの被曝をしたのではないかと、最大限ですね。通常のケースから言うと、今までのお医者さんのお話では一時的に30ミリを浴びたとしても、いわゆる甲状腺異常なんかは見られなかったと、甲状腺がんの発見なんかは見られなかったというのがお医者さんの定説だったみたいなんです。実はわずか数千人の中から3人の、いわゆる甲状腺がんらしきものが発見されたということで、お医者さんの定説は覆されたわけですね。少なくとも先般の福島事故による最初の実証データによれば、お医者さんの定説は覆された。お医者さんの定説によれば10万人に1人ですから、もうほとんど皆無に近いわけでありますが、1万人以下で3人出たということは、もう30ミリ前後の被曝はやばいという話になります。

そういったことから、私は今年度予算に入れさせていただいておりますが、希望者に対して補助金を出しますよと、甲状腺とホールボディカウンター検査について5,000円の補助を出すということをやっておりますが、これはお医者さんの従来のお話によりますと、被曝してから四、五年しないと体に出ないんだというのが今までの定説だったみたいです。私は現に、その話は何回も聞いていますし、しかし、わずか2年足らずでもう3人出たということでもありますから、やっぱり来年の1月には、もうそろそろ3年に近くなるわけですね。来年の3月11日以降は3年を超すわけでありまして、年度内に3年を超す人が出るということは可能性としては十分あるわけですから、ホールボディカウンターや何かの補助金を出すというのは必要性があると、そういうふうを考えておりますので、予算の承認もよろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

ただいま佐藤議員のお話を聞きまして、改めて内部被曝の恐ろしさについて思い知らされました。小さい子どもたちを預かっているところがございますので、今後もきめ細かな放射線の測定と、そして除染、それから学校だよりやホームページによる情報の公開、そして給食の測定ということも継続していきたいと思っておりますので、ご理解願います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ここであんまり議論をしても、かみ合わないところもございまして、いずれにしても国の基準が余りにも高過ぎると。チェルノブイリの問題も言いました。そういうところでもソ連から独立するまでは、ほとんどわからなかったんですよ。ですから情報がなかったんですよ。そういう

ことなんです。いろんな情報がようやくと明るみに出て分かったわけです。福島で甲状腺の被曝の結果というか、のう胞が多数見られた。甲状腺異常が43%あったということは事実なんですよ。

ですから、そういうことを私は言いたいということで、特に原発事故子ども・被災者支援法というものに、やっぱり適用をきちっと受けるべきだと言いたいというふうに思います。

それから今、環境経済部長の東電の水産物の問題にかかわってお尋ねしたいと思いますが、まず霞ヶ浦の水産資源について、風評被害がかなりひどいというふうに言われているんですね。それについて全く把握していないということなんでしょうか。市長は壊滅的な被害だと前に言いましたけれども、こういう実態はつかまえていますか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

はい、実態につきましてはつかまえてございます。

ワカサギ等々の水産資源がございます。その価格が、加工屋さんと漁師の方で価格協定というのがございまして、そのワカサギの価格も日を追うたびに安くなっているという状況は把握してございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

具体的にどういう実態なのかということを知っているんですよ。だんだん売れにくくなっているというんじゃないで、数字的にどのぐらい捉えているのかということです。

前に市長が漁協の方とお話して、かなり壊滅的な状況だというようなお話をなされたわけでしょう。それは具体的に、この対策については反映していますでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

水産物については、ワカサギとかシラウオについては加工した段階で基準以下になるわけです。しかし風評被害等によって、実際に漁獲の当初は1割ぐらい、ですから100キロぐらい水揚げがあるみたいですが、50キロから100キロぐらいの水揚げが、1回の操業によってあるようであります。実際すごい豊漁の状態、ここ二、三年来ていましたから、50キロから100キロとれるんですが、せいぜい加工屋さんに取り取ってもらえるのが、よくて10キロぐらいだと。しかも値段も以前はキロ400円していたものが300円ぐらいに下がってしまったと。

そういうことで、漁協が窓口になって東電への補償請求をしております。補償請求の総額については、ここで水産関係が4300万円というのは多分、漁協から聞いた数字だと思うんですが、しかし、その補償をしてもらったとしても、この風評被害というのはいつまで続くかわかりません。もう完全な風評ですから、私はもうワカサギは安全だと思っていますから、実際に20ベクレル以下ですから全く安全なんです、風評ですから、これはいつまで続くかわかりません。ですからもう、きっちりと東電への請求を続けていくしかない。

しかし、もう漁業者も高齢化していると。そういう希望の持てない中で、新規に若い人が就労

するという状況ではないので、極めて壊滅的かなど。漁協の加工屋さんなんかともお話ししたんですが、霞ヶ浦の加工屋さんにとっては、やっぱり霞ヶ浦でとれたワカサギということで、霞ヶ浦の加工さんは成り立っているわけです。カナダや中国やソ連から持ってきたワカサギで、実際は加工している面もあるかと思いますが、しかし霞ヶ浦でとれているから霞ヶ浦のワカサギでブランド化しているんだと思います。それを維持するためには、今後は加工屋さんが漁獲を漁業者の人に依存するんじゃなくて、加工屋さんがみずから職員の一部を漁師に育てることによって、霞ヶ浦の水産資源を生かしていくという方法をとらないと無理ではないかということを今、話しております。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

水産の請求分としまして23年度分、約2億2000万で、先ほども話しましたが平成24年度分で4300万、合わせまして累計です、2億6300万というようなことで数字は確認しています。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

だから、かなりのダウンであるということは間違いないだろうと思うんですけども、風評被害だというふうに言っておりますが、実際に今、20ペクレルだというような話は、これはいつの調査なのか、ちょっと私はわかりませんが、やはりこの対策をとっていかないと、霞ヶ浦自体が問題なんですよ。

霞ヶ浦対策については、県西水道の取水口となっている牛渡漁港付近の底泥の調査をやっていないということでしょう。でも、どんどん霞ヶ浦は56本の流入河川から放射性物質が流入しているわけでしょう。どんどんたまっていくわけじゃないですか。どんどん環境が悪くなってしまおうと思うんですよ。環境省も国交省も何もやっていないということでは、いけないんじゃないかなと思います。いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

国交省の河川事務所の所長がこの前来まして、逐次データはいただいております。その時々によって流入河川の河口付近であるとか、霞ヶ浦の状態を全部データ化して見せていただいているわけですが、そのときによって大きく変わっております。

最終的には、ついこの前も講演会等で県議会の有力者の石川多聞さんが、あそこの霞ヶ浦河口の水門を上げて、いわゆる汽水湖化しないと、これは無理だろうというような話を常陽懇話会でしたようですが、私もあそこはもうあけないと今後、霞ヶ浦の汚泥にたまったものは100年単位で残っていくのではないかと、放射性物質は残っていくのではないかと。表面から、上から流れるものだけを待っていたのでは、まず絶対減るということはないだろうと。少なくともこの50年、100年をとれば、そういう極めて深刻な状態であるというふうにとらえております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この前、元県の職員で内水面の所長だった浜田篤信さんとお会いしましたよね。霞ヶ浦問題協議会の事務局長のヨシダさんという方を紹介してもらって行ったらしいです。

その後、ヨシダさんにまた、どうなっているのかを聞きましたら、この件については正式な議題として取り上げてもらいたいと。総会が5月にあるんですってね。その前に役員会があると。その際に議題として上げてほしいと。それでないと私は動けないというふうに言っていたそうです。この点どうですか。市長はどういう立場かよくわかりませんが、こういうお話をしていますが、ぜひ、こういうふうな形で議題に取り上げるようにしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

浜田さんの説は確かにユニークで、いい話だとは思いますが……

[佐藤議員「浜田さんの説はいいですよ」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

ただ取り上げるにしても、ちょっと問題があるのは、これは話はしてみます。最終的には私は水門をあけてしまわないとだめだと思うんですね。浜田さんはかき回してあけろと言っているんだけど……

[佐藤議員「その話をしているんじゃないです」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

いや、だってかき回したら、今度はそれを飲んでいる人がいるわけですから、片方で。

[佐藤議員「その話をしているんじゃないんです」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

だから問題だと思うんですよ。それを取り上げてくれということ自体が、ちょっと短兵急にはいかないかなと思います。いや、取り上げる話をどう考えるかという質問なので、そういうふうに答えさせていただきました。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いや、私は市長がこの前、私に答えたでしょう、研究者とかいろんな形で協力し合って、かすみがうら市としてどう対応できるかと考えたい、詰めたいと言ったんですよ。そのことを全市町村、流入河川の市町村で、これをどうするかというのを議題に役員会に上げてほしいということ言ったんですよ。別に懸濁をしろとかということ言ったわけじゃないですよ。そういう提案はまた別です。とにかくモニタリングなり、そういう調査なりをきちっとやりなさいと。そして総力を挙げてやりましょうよという提案を、役員会に出してくださいと言っているんですよ。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

それは去年の水問題協議会で、もちろん議論になりまして、県に対して申し入れをしたところ
です。徹底的な調査とモニタリングと解決策について、徹底的にやってくれということ
は申し入れをしたと、問題協議会で県に対してやりましたね。だから、それは引き
続き議論は問題協議会でやっています。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても役員会で正式に議題として、そして5月の総会にきちっとやれる
ようにしていただきたい、そのことをお願いしたいと思います。

それから残土問題のほうに移ります。残土問題は告発しなくてもいいだろうとい
うふうな中身を言っていますが、極めて不十分な施工なんですね。いわゆる暗渠で
排水をするというのを、一部のたまった水を排水するような形にして、ごまか
しみたいな形になっているわけですよ。ただ言いたいのは届け出を、完了届が
ないわけでしょう、完了届がないということは残土条例上、どのような扱いに
なるんですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

議員さん、完了届というのは残土条例に対しての完了届で、条例ではそういう
ようなことになっていますが、施工者側のご案内のとおりな状況で、倒産とい
うようなことでございます。

現場の問題を解消するのが告発について本来の目的でございますので、近
隣の迷惑されている方は問題が解消されていますので、市の判断としまして
は、最大の要件の大きい排水が整備されたというようなことで、告発はしな
いというようなことですので、ご理解いただきたいんですが。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

告発のことを言っているんじゃないですよ。残土条例上、取り扱い、倒産
したらそれで済むんですか、完了届を出さなくたって。残土条例でそういう
ふうな手続になっているんですか。そのことを言ったんですよ。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

手元に資料がございませんので、ちょっと休憩をいただきたいんですが。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時44分

再 開 午後 3時51分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

失礼しました。

かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の第14条第1項第2号において、完了した日から15日以内に届け出する規定がありますが、完全に完了していないことから、完了届も出せる状態ではありません。そういうことで、現場も終わっていない状況でございますが、ご案内のとおり会社も会長も破産状態というようなことですので、ご理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても理解はしませんけれども、いいです。

それから農業委員会のほうの事務局長なんですけれども、農地法第51条の違反転用に該当すると思われましてと言いましたよね。これはどういうことですか。

○議長（鈴木良道君）

農業委員会事務局長 塚本 茂君。

○農業委員会事務局長（塚本 茂君）

佐藤議員のご質問にお答えします。

農地法の第51条の規定による違反転用の内容につきましては、申請した内容と現場が違っているというのは違反転用でございます。

それで違反転用の場合には原状回復とか、また許可の取り消し、許可条件の変更等の内容が、県知事等で内容で督促状という形で出すわけでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

だから、いつ解決するんですかということですよ、それを違反転用にするんだったら、何か手続があるんだとか何とか言ってるんですか、そのままずるずるなんですかということですよ。だから期間を決めなさいと言っているんですよ。

○議長（鈴木良道君）

農業委員会事務局長 塚本 茂君。

○農業委員会事務局長（塚本 茂君）

先ほどの答弁でご説明申し上げましたが、2月末から覆土につきましては搬入いたしまして、また、それに対してクリ苗を植えるという方向で今現在進めているわけですが、ある程度の内容、現場ができましたら、また県と協議しながら現場を確認して、所有地権者なりに指導したいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

はい、じゃ、よろしくをお願いします。

それから、ちょっと就学援助の件で確認したいんですけども、クラブ活動費、PTA会費、生徒会費を該当することにしたというふうに言いましたが、ほかにも国の基準額で実際に決めているものがありますよね。例えば体育実技用具とか、そういうものについて該当していると思うんですね。そういうところで、まだまだ該当するような中身が不十分だと思うんですけども、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

国の基準では12項目とございまして、今回3項目を追加しますと、あと1項目、体育実技用具費、こちらは市では該当させておりません。

[佐藤議員「理由を言ってよ」と呼ぶ]

○教育部長（小松崎延明君）

他市町村の状況なんかも把握はしておりますけれども、それほど余り該当させていないということで、まだちょっと検討させているところでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、こういう拡大した問題とあわせて、やはりきちっと全ての小中学校の保護者に制度を周知徹底させることが大事だと思うんですね。

それから、申請について自己判断できるような目安となる所得額を示すこと、それから拡大を行うことということと、民生委員の関与はなくす、このことが必要と思いますが、広報だとかそういうことについては考えていませんか。ちょっとそのことについてはもう、つくばみらい市の広報に出ていますよという紹介いたしましたけど、ごらんになりましたか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

つくばみらい市のほうを、ちょっと確認をさせていただいておりませんが、周知につきましてはホームページ等で周知をさせていただきたいと思います。

あとは民生委員の関与は、かすみがうら市では該当しますけれども、こちら、していない市町村もございしますが、今のところ民生委員さんの関与をお願いしたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても広報にきちっと載っけていましたよと、ちゃんと確認してくださいというふう

に話ししてありますので、1回ごらんになってください。これはつくばみらい市の広報の2月号だと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから生活保護の問題について、時間がないから、これはやめましょう。

通学路の問題なんですけれども、ちょっと通学路については下稲吉小学校の水戸信から、ちょうどセブンイレブンのところの、あそこが非常に横断歩道が長いんですね。あそこは非常に危ないというふうに言われています。

それから三村のほうに行くところありますね、ちょうど丁字路になっているところ、あそこも非常に横断するところが長い。これについてお話をしましたが、それについてはどういうふうなお考えですか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

セブンイレブンの交差点でございますが、県の公安、土浦警察署のほうに要請しまして、今年度中にはスクランブル交差点に変更いたします。

さらに水戸信の脇の道路なんですけど、それを時間帯によって一方通行にするよう要請してあります。

以上でございます。

[佐藤議員「三村のほうは、丁字路」と呼ぶ]

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

一応その話もしておいたんですけども、よろしいです。後でまた聞きます。

それで、通学路の交通安全の確保についてというマニュアルが国交省から出ているんですね。これを見ますとPTAとの連携というのがあるんですよ。今回、PTAとの連携をしましたか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

関係行政区長との協議はしておりますが、PTAとの協議は総務部のほうではいたしておりません。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

緊急の調査の件だと思いますけれども、保護者の方にも協力をいただいて調査をしたところでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ここに国交省の冊子がありますが、この中にはきちっと明確に学校PTA緊急合同点検の流れ、

ステップワン、ステップツー、きちっとあるんですよ。実際にPTAとやった経過はありますか。聞いていませんよ。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

PTAと特別に通学路について時間を設けてということではなくて、PTAは役員会とか、それから校外指導委員会という、そういう専門委員会がありまして、そこでいつも話題になることは通学路のことでございます。ここは学校を通して教育委員会や市に要望しようというようなことは出ておりますので、そういうことでPTAとの話し合いは持っているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それではちょっと飛ばしまして、向原土地区画整理の問題なんですけれども、私は、なぜこういう事態に至ったのかということを持たしたんですけれども、市長は値段が高いからだと簡単に言いましたが、実際にこの保留地の販売を優先しなかったということがあるわけですね。仮換地を先に売ってしまった。このことによって、どんどん保留地の販売がおくれた。そのことによって今回の事態がなっているんだと。つまり一部地権者の利己主義というか、それを全くとめることができなかった、こういう市の側の指導にも問題があるというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

確かに佐藤議員さんがおっしゃるとおり、仮換地につきましても59筆中28筆が移動しております。そのような関係で保留地の販売に影響が出たということと思われれます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

平成15年の第6回の総会のときには、保留地の処分金額は幾らというふうに想定してましたか。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時05分

再 開 午後 4時09分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

失礼いたしました。

ただいまのご質問の、平成15年の時点の保留地処分金の金額でございますが、6億3611万1000円でございます。

それで現在の状況でございますが、24年度末で3億7221万5135円の販売価格、残り保留地分が1億2360万円ございまして、合わせて4億9500万円となります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、平成15年のときに私は議会の議員になって、その12月に質問をしているんですよ。当時、土渡さんが都市計画課長だったのかな、都市整備課長か。そのときに最悪の場合でも坪1万5600円、そうすれば6億3000万確保すれば事業は成り立つようにしているから大丈夫だというふうに言ったんですよ。そのときには私は今、周りが12万から13万なんだから売れるわけじゃないですかと。破綻状態だと言ったら、そんなこと言って、そういうことじゃない、絶対にこの問題については今後、販売を鋭意努力しているよというふうに言っているんですよ。

ところが、実際にはこういう状況になってきているわけでしょう。一方で問題が、保留地を優先しなければいけないのに仮換地を地権者が売ってしまっているんですよ。もし、これ、仮換地を売らなかつたら保留地、もう全部売っていたんじゃないんですか、どうですか。私はそのことを言いたいんですよ。だから価格が高いというんじゃないんですよ。判断が遅いということなんです。どうですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

佐藤議員さんのおっしゃるとおりでございます。

また、景気の低迷等も影響しているのかと思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

景気の低迷の前に判断をすべきだったということを私は言っているんです。

これ以上、あと何分ですか。

[「3分です」と呼ぶ者あり]

○8番（佐藤文雄君）

最後に水の問題について質問させていただきます。

これは茨城の水のマスタープランと実績なんですね。1991年の計画が最初なんですよ。そのときの人口の見込みが2010年のときに403万人にしたんですよ。ちょうど私、気がついたんですけども、1991年というのは平成3年なんですけれども、このとき宮嶋さんは村長じゃなかったですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

はい、そのときは、私は平成2年から6年ですから、そのとき村長でした。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これを見ると過大な人口予測ですね。今、当時の宮嶋さんも過大な見込みをやりましたよね。具体的に述べていただけますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

当時、出島村は人口が1万9000余でありましたが、たしか2万7000の見込みをしたと思います、将来人口を。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

だから神立東口開発、これを見越して9,000人の増を見込んだということですよね。それと同時に何かやりませんでしたか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

当時、神立駅東の開発計画がありまして、住宅団地にするということで9,000人の人口増を見たわけですが、その9,000人の人口増を補うための、当時、井戸はもう掘れない状態になっておりましたので、中央広域から水を買うということで、その当時はもう水の分捕り合戦をみんなしてやって、今にして思えば、ばかげた話ではありますが、当時、出島村だけじゃなくて水の獲得をするのが開発の前提でありますから、あちこちで水の分捕り合戦をやったわけであります。当時、茨城県の人口は280万ですから、たしか280万だったと思うんですが、400万、120万もふえるという前提でやっていますから当然、水の分捕り合戦はやります。

それから工業用水についても、どんどん工業団地ができるということでやっていますので、当時は全国民合わせて浮かれていたわけであります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうじゃないんですよ。これは国が押しつけたんですね。県も押しつけたんです、人口増を。土浦なんかで今、裁判になっていますが、土浦の人口なんかも押しつけられているんですよ。当時の千代田町も県西用水の契約水量のときにも、このときも当初の協定水量を3割も積み増しされたんですよ。どこでもそういうふうな形で人口増を仕掛けたんですよ。それはその後のマスタープランの見直し、見直し、見直しして、今は現在続いているんですね。こういう事実があるん

ですけれども、この事実についてどう思いますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私の認識では押しつけられたという認識は全くありませんで、逆に夢中になって獲得に奔走した次第でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

時間がありませんので、最後に過大な人口予測、これに基づく実施協定というのは見直すべきだと。これを強く要請をしていただきたい。今、4,200を2,500追加して6,700にすれば、全てが地下水を放棄することになります。放棄すれば今言ったように20%も水道の原価が上がってしまう。こういう事実をきちっと認識して実施協定の見直しを行うことを要請して、私の質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日3月6日、定刻より一般質問の続きから行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時17分